

『祠部職掌類聚 御法事御書付留』

藩法研究会 丹波篠山班

久 矢 本 田 牧 橋

勉 眞 久

一 本稿では、篠山市教育委員会所蔵青山文庫「祠部職掌類聚
御法事御書付留」(祠部一一〇〇)を翻刻した。

一 表記方法は、これまで通りである。

一 各丁の表裏を行末に「一オ」「二ウ」「三オ」…の「」とく表記した。
白紙の面は「白紙」と記した。

一 「」および()内は編者の注記である。

一 文書番号1・2・3…を仮に付した。

一 脚註の「寛」は、「寛政重修諸家譜」である。表記は原則とし

て現行漢字に改めた。続群書類從完成会刊本を用いた。
解題の『徳川実紀』は新訂増補国史大系本を用いた。

一 畑治男名著館長をはじめ篠山市教育委員会の関係者各位
に謝意を表する。

一 翻刻および解題は、ひきつづき橋本が担当した。

凡例

一 本稿では、篠山市教育委員会所蔵青山文庫「祠部職掌類聚
御法事御書付留」(祠部一一〇〇)を翻刻した。

一 表記方法は、これまで通りである。

一 各丁の表裏を行末に「一オ」「二ウ」「三オ」…の「」とく表記した。
白紙の面は「白紙」と記した。

一 「」および()内は編者の注記である。

一 文書番号1・2・3…を仮に付した。

一 脚註の「寛」は、「寛政重修諸家譜」である。表記は原則とし

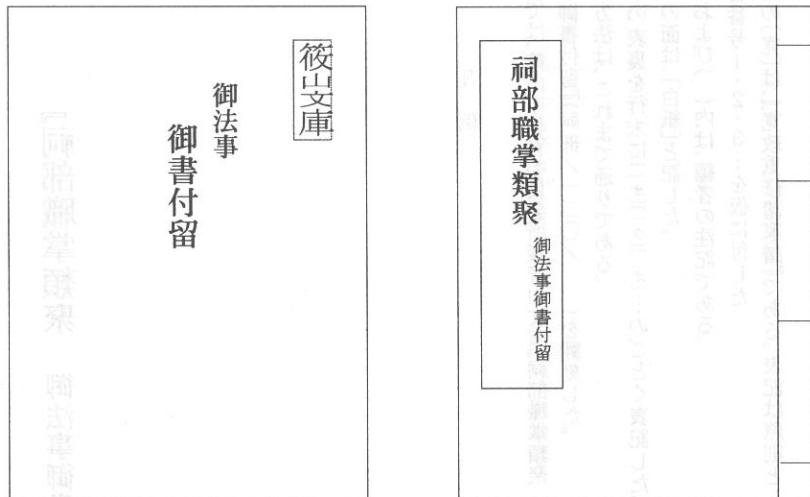
「表紙」

文書の裏面は、このように表記されています。

「」はもじりで、翻訳の手筋がある。

白字で、裏面は「表紙」の反対です。

(縦 27.3 cm × 横 19.8 cm)



二才

左衛門尉 [寛]酒井忠寄 寶永元年出羽国松

山に生る。享保四年十二月二十八日忠真が

養子となり、五年正月十五日はじめて有徳院

殿(吉志)にまみえ奉り、十二月十八日從五位

下撰津守に叙任す。十六年十月十三日遺領

を繼二十一日左衛門尉に改む。……、十八

年十一月十八日從四位下に昇る。元文五年

七月十九日、先に日光山諸堂社修補の事を助

けしにより、……。十二月十六日浚明院殿

(家治)御元服のとき、京都への御使をつとむ

べきむね仰を蒙り、この日侍従に進む。寛保

元年……。二年忠真に預けられし御料の内、

越後国蒲原郡を松平越中守定實に賜ひ、別に

出羽国田川・飽海二郡の内、一万五千六百石

余を預けられ、寛延二年五月十八日出羽国田

川・由利二郡の内に於て、一万三千石余の御

料を増額する。九月二十八日老職となり、十

月二十日先に預けられし御料の地を返しあ

さむ。……。宝曆二年……、三年有徳院殿三

回の法会あるの時、これを奉行せしにより、

……。十年六月二日惇信院殿御辞職の嘉儀

として……。八月六日浚明院殿將軍宣下の

とき御裾の役を勤め、……。十一年……。七

月二十九日惇信院殿御葬式及び御遺物等の

事を沙汰せしにより、……、八月二日御遺物

親王及び公卿集書の朗詠集一軸を賜ふ。十

月……、二十七日諸家へ賜はる領知の御朱印

御判物等の事を沙汰せしにより、……。十二

〔一才〕

資料

〔同略〕

〔同略〕

〔同略〕

御法事
御書付留

筱山文庫

〔内表紙〕

六月十三日
左衛門尉殿春阿弥を以御渡

大田三郎兵衛
松平庄九郎
曲渕勝次郎
江

此度
大御所様御葬送御法事諸事
有徳院様御葬送御法事之格候間、可被得其
意候、
御法事中、初夜・日中・晨朝共、左衛門尉出席

御法事中、初夜・日中・晨朝共、左衛門尉出席
候事、
御法事中、初夜・日中・晨朝共、左衛門尉出席

大田三郎兵衛
松平庄九郎
曲渕勝次郎
江

年五月十日惇信院殿の御宝塔をよび御靈屋の修造を奉行せしにより、……、十三年六月十三日惇信院殿三回忌の御法事を奉行せしにより、……。明和元年五月十六日職を辞し、帝鑑間に候し、譜代侍従の上首に座し、拝賀の時は溜間に末に出べきむね仰を蒙る。……。三年三月二十九日上使をもつて病をとはせらる。晦日卒す。年六十三。(第二冊五一・五一頁)

大田三郎兵衛 [寛] 正房 享保十五年四月朔

日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、二十年九月十九日御書院番となり、……。寛保三年七月一日遺跡を繼、宝曆六年二月二十八日御徒の頭に転じ、九月十五日御目付にうつり、十一月十八日布衣を着することをゆるされ、十一年九月十八日より御船手をかぬ。……。明和元年閏十二月十五日京都の町奉行にすすみ、十八日從五位下播磨守に叙任す。安永元年……。十月八日小普請奉行にうつり、二年十一月五日御勘定奉行に転じ、七年七月十六日死す。年六十五。(二四〇六二三)

曲渕勝次郎 [寛] 景漸 寛保三年十一月三日

遺跡を繼。(時に十九歳采地千六百五十石)延享元年三月二十二日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、寛延元年五月十日御小姓組の番士に列し、寶曆七年七月十八日小十人の頭にすみ、十二月十八日布衣を着する事をゆるさる。九年正月十五日

御法事初而本堂江、右衛門督殿・形部卿殿・
宮内卿殿拜禮二被罷出候事、
御法事相濟
御成之日 還御以後、御三卿

六月十七日
左衛門尉殿三阿弥を以御渡

大田三郎兵衛
曲渕勝次郎
松平庄九郎
筒井大和守
江

増上寺御法事中相詰候面々、

有徳院様御新葬御法事之節、長袴着用

候分者、此度も長袴着用之事、

一 公家衆參堂之節も右御法事之刻束帶

衣冠布衣着候分ハ、此度も束帶衣冠布衣
着候事、

太田撰津守
毛利讚岐守

七月十一日

松平庄九郎

御目付に転じ、明和元年三月十五日朝鮮の信
使來聘のとき、其事をうけたまはりしにより
……。閏十二月二十四日より御船手をかぬ。

二年十二月七日大阪の町奉行にうつり、十八
日從五位下甲斐守に叙任す。六年八月十五日

（江戸）町奉行となり、天明六年十二月二日さ
きに本所水患あるのとき諸事を沙汰せしによ
り、……。七年六月朔日西城御留守居に転じ、
八年四月六日小普請組の支配にうつり、西城
御留守居の次に伺候すべきよし仰下さる。十
月二十四日御勘定奉行に進み、寛政元年
……。九年二月十二日御留守居となる。（三の
三三九・三四〇）

松平庄九郎 [寛]忠郷 元文二年六月二十八日

はじめて有徳院殿（吉宗）にまみえたてまつり、
五年十一月二日遺跡を繼、寛保二年七月三日御
書院番となり、宝曆六年十月十五日御頭の頭に
転じ、十二月十八日布衣を着することをゆるさ

る。十年六月朔日御目付にうつり、明和元年
……。二年五月二十九日東照宮百五十回の法
会の事奉はりし……。十二月十一日御船手を
かね。五年五月二十六日御勘定奉行となり、十
二月十八日從五位下対馬守に叙任す。安永二
年十二月五日大目付にすゝみ、天明四年三月二
十四日佐野善左衛門政言殿中にして腰刀をぬ
きて、田沼山城守意知に傷けし時、……忠郷速
に政言をとらへしかば、四月七日、……、上野国
新富郡のうちにして「二百石の地を加へ賜は
る。七年八月八日御旗奉行にうつる。寛政元

〔二一ウ〕

同十三日

日中御法事之節、直垂大紋布衣着用之事、

之事、

御名代有之二付、右同断

日中御法事之節、直垂大紋布衣着用之事、

簡井大和守
石谷備後守

〔江〕

大田三郎兵衛
曲渕勝次郎
松平庄九郎

〔三才〕

太田撰津守
毛利讚岐守
筒井大和守
石谷備後守
大田三郎兵衛
曲渕勝次郎
松平庄九郎
江

年六月二十五日死す。年七十五。(一の一七〇)
大御所様 九代將軍徳川家重
有徳院様 八代將軍徳川吉宗
簡井大和守 「寛」忠雄 宝永六年五月十六日遺
跡を繼、小普請となる。(時に十四歳) 六月十
二日はじめて文昭院殿(家宣)にまみえたてま
つり、享保四年三月二十七日御書院番に列し、
十九年……十二月十六日より道奉行をつと
め、二十年十月二十二日御使番にすゝみ、十二
月布衣を着する事をゆるさる。元文元年四月
二十八日大井川普請の事をつとめしにより、
……五年四月三日駿府の町奉行となり、寛延
元年十月二十八日小普請の支配に転ず。宝曆
七年十月二十八日大目付にすゝみ、十二月十八
日從五位下大和守叙任。十一年八月十四日先
に惇信院殿御新葬及び法会の事をきづけたまは
りしにより時服四領をたまふ。明和二年東照
宮百五十回の法会行はるゝのとき(其事に預り
日光山に赴きしにより……。六年七月十二日
死す。年七十四。(一七の八五)
石谷備後守 「寛」清昌 享保十六年十一月二十
三日はじめて有徳院殿(吉宗)に拝謁し、十八年
十一月十六日御小納戸に列し、十八日布衣を着
することをゆるさる。……。元文五年八月十
八日御小姓にすゝみ、十一月二十一日從五位下
備後守に叙任す。延享元年十一月二十日家を
繼、二年九月朔日より西城に勤仕し、宝曆元年
有徳院殿薨御により、七月十二日勤をゆるさ
れ、寄合に列す。一年五月二十八日西城小十人

8

大田三郎兵衛

曲渕勝次郎

松平庄九郎

松平庄九郎

〔三ウ〕

大田三郎兵衛

曲渕勝次郎

松平庄九郎

松平庄九郎

〔三ウ〕

9

右御法事中拝礼之事、

大田三郎兵衛

曲渕勝次郎

松平庄九郎

松平庄九郎

〔三ウ〕

10

御附札之趣承知仕候
己七月十一日

太田 摂津守

御法事中拝礼之事、
淨岸院様々 御靈前江御備物有之答之事、

大田三郎兵衛

松平庄九郎

〔四オ〕

御法事中拝礼之事、
淨岸院様々 御靈前江御備物有之答之事、

大田三郎兵衛

松平庄九郎

大田三郎兵衛

曲渕勝次郎

松平庄九郎

大田三郎兵衛

簡井大和守

洞壽作

狩野良信

狩野洞庭

大田三郎兵衛

彈正少弼

安藤彈正少弼

下野守

中務少輔

〔覧〕惟要

中務少輔

下野守

中務少輔

享保六年十一月十一日遺

跡を継小普請となる。(時に七歳八年四九

日惇信院殿(家重)に附属せられ、御小姓とな

り、一丸に勤仕し、後西城に候す。十八年十二

月十八日從五位下中務少輔に叙任し、元文五年

七月十六日西城の御小納戸にうつり、延享二年

十月二十八日小十人の頭に転じ、宝曆三年十二

月二十八日御先弓の頭にすゝみ、四年十月十二

日より盜賊追捕の役を勤め、五年五月二十日ゆ

るさる。八月十五日御作事奉行に列し、九年

十一月二十日先に日光山におもむき、諸堂修理

毛利 講岐 守
筒井 大和 守
大田三郎兵衛
曲渕勝次郎
奉行 松平庄九郎
遠藤伊勢守
田沼能登守

此度於増上寺御法事三付、來十三日形部卿殿用
拜札被出候儀被 仰出候處方今以不被相勝
參詣可被致躰無御座、依之名代之拜礼私共
之内三而相勤候可被致候哉、此段被相伺候三付申上候
以上、
〔四ウ〕

七月
付札
〔御伺之通被成候様可被申上候〕

表門裏門内江国持大名たりといへとも、侍四人。
挾箱持老人・草履取老人・六尺四人之外可為
無用候、若雨天之時ハ養箱からかざ持可被連之、
此外又もの一切停止之、但宿坊有之面々者
可為断次第候以上、

右衛門督 田安家徳川宗武 「徳川諸家系譜」征
夷大將軍家康玄孫 吉宗第三子 従三位權中
納言 正徳五年乙未十一月二十七日生、幼名
小次郎、享保十四年己酉九月二十七日從三位
左近衛中將兼右衛門督 延享二年乙丑十一月
二日參議 明和五年戊子五月十五日權中納言、
同八年辛卯六月四日卒、享年五十七、諂悠然院
葬于東叡山中凌雲院(第三冊七頁)

刑部卿 一橋家徳川宗伊 「徳川諸家系譜」贈正
一位大相國征夷大將軍徳川吉宗第四子 小五
郎 享保二十年九月廿三日從三位左近衛中將
兼刑部卿 延享二年十一月二日參議 明和元年
十二月廿一日薨、四十四歳 法諫覺了院 同七年
十月十四日贈權中納言(三の一七)

のことを沙汰せしにより……。十一年九月七日御勘定奉行にすゝみ、武藏国埼玉郡のうちにをいて二百石を加へられ、明和七年……。安永五年四月浚明院殿日光山にまうでさせたまふのときしたがひたてまつり、八年四月二十八日より田安の家老を兼、天明二年十一月朔日大目付に転じ、上総国天羽・周准二郡内にをいて三百石を加恩あり、すべて八百石を知行す。三年二月二十四日西城の御旗奉行にうつり六年間十月二十日より本城に勤仕す。八年十二月六日老を告て職を辞し、寄合に列す。寛政二年七月二十九日致仕す。このとき養老の料廩米三百俵をたまふ。四年六月十九日死す。年七十八。(九の三〇三・四)

七月

右之趣若年寄支配江可被相觸候、

「五才」

三才

太田振津守 「寛」資儀 享保五年生る。十七年

九月二十八日はじめと有徳院殿(吉宗)に拝謁す。(時に十三歳)十九年十一月十八日従五位下振津守に叙任し、元文五年……五月十六日遺領を継、旧領に復し、上野国館林城をたまひ、……寛保元年……延享二年十月十五日奏者番となり、三年九月二十五日館林を転じて、遠江国掛川城を賜ひ、同国佐野・櫻原・周智山名、城東・豊田、伊豆國加茂、那賀、常陸國真壁、筑波十郡のうちにくつさる。……宝曆十一年十二月三日より寺社奉行をかぬ。十一年八月十四日惇信院殿(家重)御新葬をよび法会の事にあかりしにより、時服をたまひ。十二年五月十九日寺社奉行を辞す。六月二十九日先に惇信院殿の御靈屋普請の事をうけたまはりしにより、時服五領をたまひ。十三年四月二十六日常陸國ならびに遠江國城東郡の地を割て、遠江國豊田、周智、櫻原、三河國設楽四郡の内にうつさる。十一月十日掛川に置いて卒す。年四十四。(四の三七九・三八〇)

- 右之趣若年寄支配江可被相觸候、
- 七月
- 七月 参詣之面々日限之覧
- 十三日 紀伊殿・水戸殿・紀伊中将殿、且右衛門督殿、形部卿殿、^用
宮内卿殿、并松平越前守参詣可被有之事、
- 十四日 諸大名老万石以上并嫡子可為参詣事、
- 十五日 高家衆・詰衆・御奏者番・同嫡子・菊之間縁類詰・
- 十六日 同嫡子・番頭・芙蓉之間・御役人中奥衆、兩日之内一度可為参詣事、
- 十七日 布衣以上之諸役人・醫師、兩日之内十八日一度可為参詣事、
- 十九日 寄合之面々可為参詣事、
- 廿一日 御番衆・小役人三日之内一度可為参詣事、
- 廿二日 参詣事、

〔五才〕

毛利讚岐守 「寛」政苗 享保元年生る。十四年十月二十六日父匡広が遺領長門国豊東郡清末のうちにして新墾の田一万石をわかつたまひ、

右朝四時より九時迄之内、直垂・狩衣・大紋・布衣之面々并法印・法眼共其裝束、無官ハ白帷子、長榜着之可為參詣候、牽馬并同替ハ表門前町家東角并御門前町木戸之外、裏門ハ馬場東西之角限り残置可申候、右之趣若年寄支配江可被相觸候、

御香奠獻上之覺

一 同 三枚	一 同 拾枚	一 白銀三拾枚	六拾万石以上
五万石より 五千〔五〕石	拾五万石より 拾四万九千石迄	武拾五万石 五拾九万石迄	武拾五万石 五拾九万石迄
五千〔九千〕石迄			

〔六〇〕

四才

狩野祐清 英信 奥絵師 實曆一三年六月死去

3 中橋狩野家(宗家)第五代

狩野永徳 高信 奥絵師

3 中橋狩野家(宗家)第六代

狩野友甫 謙信 表絵師

8 根岸御行松狩野家第三代

狩野良信 栄信 表絵師

8 根岸御行松狩野家第四代

狩野洞壽 克信 表絵師

12 猿屋町代地分家狩野家第三代

狩野洞庭 興信 表絵師

四才

(以上『讀史備要』・『國史大辭典』による)

遠藤伊勢守 [寛]易續 宝永六年四月六日大番に列し、享保八年……、元文五年二月二十二日より御勘定の見分役をつとむ。寛保元年二月二十五日仰によりて日光山にいたり、神庫の馬

柳間の間に候す。……。(時に十四歳)。十一月十五日はじめて有德院殿吉定にまみえたてまつり、十五年十一月十八日從五位下刑部少輔に叙任し、……。二十年九月二十六日讚岐守に改む。宝曆九年閏七月二十八日奏者番となり、寺社の奉行をかぬ。明和元年二月四日……、両職を奪ひ逼塞せしめられ、五月十三日ゆるさる。安永四年七月二十九日致仕し、天明元年七月二十三日清末を以て卒す。年六十六。

(一〇の二五九)

一同 式枚

壱万石より
四万九千石迄

一同 三枚

三拾万石以上之嫡子
同 隠居

壹万石以下者白銀壹枚

以上

右之趣若年寄支配江可被相觸候、

覚

壹万石以上之面々御香奠獻上之使者、白帷子・長袴三而朝六時より五時迄之内増上寺表門通被

差越之、本堂江可被差獻之事、

壹万石以下三千石以上之面々使者ハ白帷子・半袴ニ而四時より九時迄之内裏門通被差越方丈江可

被相納候事、

此外之面々使者も白帷子・半袴二而九時より八時迄之内裏門通被差越之、方丈江可被相納之事、

右之通七月廿九日可被獻上之候以上、

右之趣若年寄支配江可被相觸候、

六月廿日

諸事並用・皆相共用・或古・或疎子・
古賀・西郷・大野・大井・西郷等

具を閲す。六月朔日御勘定吟味役にうつり、十二月十九日布衣を着することをゆるさる。二年十二月二十六日遺跡を繼延享二年十月十五日仰をうけて長崎におもむく。四年正月二十六日佐渡の奉行にす、み寛延二年正月十一日御勘定奉行に転じ武藏国多摩郡のうちにをいて三百石を加増あり、廩米を采地にあらためられ五百石を知行し十二月十八日從五位下伊勢守に叙任す。宝曆元年八月十一日一橋の家老にうつり、十二年十一月十日死す。年七十二。

〔五の二〕四九)

田沼能登守

〔寛〕意誠 田沼主殿頭意行が「男

享保十七年四月朔日めされて小五郎君(吉宗

子一橋宗尹)に附属せられ、小性となる。(時に

十二歳)元文元年正月二十日廩米三百俵を

たまひのち永く一橋の館に附屬せられ、小十

人頭目付役等を歴て用人となり、寛延三年十

二月十八日布衣を着する事をゆるされその

ち番頭より側用人に転ず。宝曆九年三月四日

めしかへされ、あらためて安房国平・安房両郡

の内に於て五百石の采地をたまひ、一橋の家

老となり、十二月七日從五位下能登守に叙任

す。明和七年三月十五日上総國長柄・埴生二

郡のうちにをいて三百石を加賜せられ、安政二

年十二月十九日死す。年五十三。(一八の三六

〔七〇〕

七

小笠原若狭守 〔寛〕信喜 享保十九年十二月二十五日遺跡を繼、小普請となる。二十年三月

前田守義・中野貞・水野勝・武田信重
・伊藤義・大庭義・高橋義・佐々木義・

右京大夫
鳥居伊賀守

大田三郎兵衛
曲渕勝次郎
松平庄九郎
江

御法事中拜礼并五十日之内御尊牌前
参詣之事、
六月廿一日

小笠原若狭守
菅沼織部正
水上美濃守
稻葉越中守
佐野右兵衛尉
森川下総守
小笠原上総介

筒井大和守
大田三郎兵衛
曲渕勝次郎
松平庄九郎
江

〔七ウ〕

十九日はじめて有徳院殿に拝謁す。元文二年十二月二十五日西城の御小納戸となり。この日布衣を着ることをゆるさる。三年十二月十五日西城の御小性にうつり、……五年十二月二十一日從五位下若狭守に叙任す。延享二年九月朔日より本城に勤仕し、四年二月十五日御小性組番頭の格となり。安房国長狭、上総国天羽両郡のうちに置いて新恩十二百石をたまふ。宝曆元年七月十八日御側にすゝみ十年五月十三日停信院殿に附属せられ二丸に候す。十一年薨御により八月本城の務となり、……。安永四年二月十四日務を辞し、菊間の広縁に候す。十二月三日西城の御側となり。五年二月九日より諸事を執務す。六年十二月朔日安房国安房・平両郡のうちに置いて千石をくはへらる。八年孝恭院殿薨じたまふにより、四月十八日本城の務となり。天明元年閏五月十一日西城に復し、諸事執務のことをうけたまはること前のごとし。
……。五年二月八日安房国安房・平、上野国甘樂三郡のうちに置いて二千石を加増せらる。六年……。閏十月朔日よりまた本城に勤仕し、執務の役もとのごとし。……。七年五月朔日安房国安房・平、上野国新田・勢田四郡の内に置いて二千石の地を加へられ、すべて七千石を知行す。……。寛政……。三年四月二日やまひによりて務を辞すといへどもゆるされず。三日死す。年七十四。(十九の六五・六)

増上寺御法事中日々参拜有之候事、

酒井石見守

六月廿四日

大田三郎兵衛

奉曲渕勝次郎

松平庄九郎

西丸御先手

御先勤番 奉願候書付

御廟所番 大坂毛利川

大御所様 御出棺之御先番

御廟所御番 私共為冥加相勤申度奉願候

以上、

六月十七日

松平源大夫
糟屋彦兵衛
松平忠左衛門
岡山新十郎
原田兵部
徳永平兵衛

〔八才〕

菅沼織部正「寛定用 正徳五年十一月朔日はじめて有章院殿家継に拝謁す(時に十五歳)。元文元年四月二十七日家を繼、二年十一月二十日大番の頭となり、十二月十六日從五位下織部正に叙任す。延享三年三月朔日伏見の奉行にうつり、宝曆元年十月十五日御側にすゝみ、十年四月朔日より二丸に勤仕す。十一年惇信院殿家重(義御)により、八月四日務をゆるさる。十二年十一月朔日御側に復し、孝恭院殿(家治子家基)に附属せらる。明和二年十一月十五日駿府の城代となり、五年三月二十一日彼地にをして死す。年六十八。(五の三〇一)」
水上美濃守「寛興正 享保十二年九月朔日はじめて有徳院殿にまみえたてまつり、十二月二十七日遺跡を繼、十六年三月五日御書院番に列し、十七年十二月二十八日御小納戸となり、この日布衣を着する事をゆるさる。十八年二月二十六日御小姓に遷り、二十年十一月十六日従五位下美濃守に叙任す。延享二年九月二十五日より西城に勤仕し、三年十一月朔日御小姓組の番頭に准ぜられ常陸国真壁・新治二郡のうちにをいて千二百石の加恩あり。寛延元年六月二十二日西城の御側にすゝみ、宝曆元年有徳院殿御により、七月十二日つとめをゆるされ、菊間の広縁に候す。八月二十三日大番の頭となり、四年四月二十日御側に転じ、十年五月十三日より二丸に候す。十一年惇信院殿御により、八月四日つとめをゆるされ、十二年十一月朔日孝恭院殿に附属せられ御側となり、

御出棺之節
御先勤番二者不及候、
御葬送相濟候日々
可被相勤候、
御廟所番

六月廿四日

大田三郎兵衛
曲済勝次郎
松平庄九郎

御番外
番醫科

〔八〇〕

於増上寺此度御法事中、私共相詰候儀諸事
御法事中勤來候通相心得可申候哉、

御法事中勤番之儀前々者御經揃御當候々
相詰、御參詣相済

還御以後前々

引拂申候

前々御法事中御經御座候節、毎月昼夜共二御
役人相詰候時分、私共罷出候、

毎日御役人拜礼御座候節、

有德院様御法事中之節之通り、御目見以上之
未々私共罷出拜礼可仕候哉、

御法事之節相詰候義者、御勘定奉行之後ニ

明和六年九月十一日より西城に候し諸事を執
啓す。安永三年九月二十四日上野国緑野郡の
うちにうつさる。八年三月十日死す。年七十。
(四)一六九・一七〇)

稻葉越中守「寛」正明 享保八年生る。二十年

五月正福が病あつきにのぞみて養子となり、
八月五日遺跡を継。(時に十三歳)元文二年
八月二十五日浚明院殿の御小姓となり、西城
に勤仕す。二十八日從五位下越中守に叙任
し、延享二年九月二十五日本城のつとめとな
り、宝暦五年九月十九日御小姓組番頭の格と
なり、諸事を執啓する事を見習ふ。十二月十
五日御側にすゝみ、政務の事を執啓す。十年五
月十三日より二丸に勤仕、十一年八月四日
本城の務となり、明和五年十一月十六日より
再び諸事を執啓す。六年十月十七日上総国市
原・長柄、常陸国新治三郡のうちにをいて二
千石を加へらる。安永五年四月日光山に詣た
まふのとき供奉す。六年四月二十一日安房国
長柄郡の内にをいて二千石を加恩あり、天明
元年九月十八日安房国安房長柄・平、上総國
長柄四郡の内にをいて三千石を加へ賜ひ、す
べて一万石を領す。四年五月十二日越前守に
あらたむ。五年正月二十九日安房國長柄・平、
朝夷、安房、上総國長柄五郡の内にをいて三
千石を加封せらる。六年八月二十七日御旨に
たがふ事あるにより務をゆるされ、所領の地
三千石を削られ、菊間の広縁に候すべしむね
仰をかうぶり、出仕をとどめられ、閏十月十八

罷有候、

於増上寺宿坊御渡被下候事并本堂之内

藁用所御渡被下候事、御用懸リ之寺社奉行江

被仰渡可被下候哉、又者私共對談可仕候哉、

勤番中請取申候諸道具等其外、前々御賄所々

請取申候、此段も御賄頭江被仰渡可被下候哉、

私共對談可仕候哉、

私共勤番中前々も御法事之節御賄朝夕

御夜食共被下置候、尤召連候家來下々江者

朝夕御賄被下置來候、

右奉伺候以上、

六月廿日

御
番
醫
師

付札

向々江可被承合候、

大御所様此度御法事中拜礼仕度奉願候以上、

萩田 助八

小西市郎兵衛

成嶋忠八郎

小南三十郎

萩田助次郎

〔九ウ〕

日ゆるさる。寛政元年七月八日致仕す。五年八月五日卒す。年七十一。(二〇の一九八)

佐野右兵衛尉 「寛茂承 實永七年七月二十八日はじめて文昭院殿(家宣)にまみえたまつる。(時に八歳) 享保二年八月三日遺跡を繼、

小普請となり、四年六月二十六日寄合に列し、九年十月九日御書院番となり、十三年……八年十八日御小納戸にうつり、九年五月御小性にすゝみ、十八年十二月十八日從五位下右兵衛尉

に叙任す。元文元年八月十二日新番の頭となり(二年閏十一月十八日御小性組の番頭に転ず。延享二年九月朔日より西城に候し寛延二年三月二十六日御書院の番頭にうつり、宝曆四年八月二十八日火番の頭にすゝむ。六年九月二十六日御側となり、十年四月朔日憲信院殿にしたがひたてまつり、二丸に勤仕し、おぼせをうけたまはりて諸事を執啓す。十一年八月四日本城の勤となり、明和二年十一月十五日孝恭院殿に附屬せられ、六年九月十一日より諸事を執啓しのち西城に勤仕す。安永三年九月二十四日下野国安蘇郡のうちにをいて新恩千石をたまひ、すべて四千石を知行す。八年孝恭院殿募去により、四年十八日務をゆるされ葉間の広縁に候す。天明二年三月二十二日御留守居となり、三年十二月朔日西城の御側に転じ、……。六年……。九月五日病により、務を辞すといへどもゆるされず。七日死す。年八十四。

(二四の一九)

森川下総守 「寛茂承 享保十七年閏五月三日

岡本善悦

付札

可為願之通候

20

拜礼同

此度於増上寺御法事中拜礼之節、私共先格

之通為冥加能出候様仕度奉伺候以上、右例前々法印御繪師者法印法眼之御醫師之

次江罷出拜礼仕、法眼之御繪師、御寄合御醫師

之内江罷出拜仕候、無官之者ハ無官之面々罷出候

日限罷出拜礼仕來、尤御目見江仕候恆共茂

拜礼仕來候、宝永六己年以先格寛延四未年

茂於東叡山御法事之節中堂江罷出、先格

之通拜礼仕候以上、

六月

拜禮同候
付札

狩狩狩狩狩狩狩狩
野野野野野野野野
友梅壽玉春洞栄探祐
甫軒石栄笑春川林清

〔一〇〇〕

九八)

小笠原上総介　〔寛政方　享保七年六月十一日

はじめて有徳院殿に拜謁す。(時に十二歳)

九年八月二十五日惇信院殿に附属せられ御小

性となり、……。十六年十二月二十三日從五位

下上総介に叙任す。十八年五月十五日西城の

御小納戸となり、延享二年九月朔日より本城に

候し、宝曆元年八月二十三日頭取に准ぜらる。

八年十二月十九日家を繼、五千石を知行し、

……。九年閏七月十五日御小性組の番頭とな

り、十年四月朔日惇信院殿の御側にすゝみ、五

月十三日二丸にしたがひたてまつる。十一年

薨御により、八月四日務をゆるされ、菊間の広

縁に候す。十二年十一月朔日孝恭院殿の御側

となり、西城に候す。明和元年三月二十三日死

す。年五十四。(一九の六一)

八

八才
拜礼可罷出候

世恵共拜礼奉願候書付

狩野祐清
狩野友甫
狩野洞壽
狩野洞壽
狩野良信
狩野永徳
狩野洞庭
洞壽恵
友甫恵
祐清恵

右私共世恵　御目見仕月次ニも罷出候間、
寛延四未年閏六月御法事中之節、世恵共も罷
出候例を以、此度も為冥加拜礼罷出候様仕度
奉存候ニ付奉願候以上

六月

付札

拜礼之儀可為伺之通候、

八才

右京大夫　「寛」松平輝高　享保十年生る。元文

元年十一月十五日はじめて有徳院殿にまみえ
たてまる。(時に十一歳) 延享二年閏十二
月十六日從五位下佐渡守に叙任す。四年十二
月十五日因幡守にあつたむ。寛延二年二月九

日封を襲、……。十二月十八日奏者番となり、
宝曆元年正月十五日寺社奉行をかね。この日

右京亮にあらたむ。二年四月七日大坂の城代
となり、從四位下に昇り右京大夫にあらたむ。

十六日越後国蒲原郡のうち二万石余の地を攝
津国有馬、豊嶋、川辺、河内国茨田、播磨国芸栗、
加西六郡のうちにうつされ、十七日四万石の

兵賦をつとむべきむね仰下さる、……。六年
五月七日所司代にうつり、この日侍従にすゝ
む。……八年。……十月十八日老職にすゝ
み、……。十年五月六日大御所(家重)に附属

せられ、……。十一年薨御により、八月三日老
中の末に列すべきむね台命をかうぶり、……。

十二月朔日老職となり、十二年六月十三日惇
信院殿一回の法会を舉行せしにより、天服十
領をたまふ。……。十三年二月九日播磨国穴
粟、加西、河内国茨田三郡のうち一万石余の地
を越後国蒲原郡の旧領に復せらる。……。明
和元年二月二十八日至心院御方(家治母梅溪
氏)十七回法会の事をうけたまはりしにより、
……。三年六月十一日増上寺台徳院殿御靈屋
の修造を奉行し、……。四年六月二十一日有
徳院殿十七回法会の事をうけたまはりて、

堀 田 鉄 藏	大 田 三 郎 兵 健
曲 済 勝 次 郎	江
松 平 庄 九 郎	
宮 内 卿 殿 御 守	
西 丸 御 小 性 組 番 頭	
大 久 保 因 幡 守	
御 普 請 奉 行	
竹 本 越 前 守	
村 上 肥 前 守	
西 丸 新 御 番 頭	
高 井 飛 驒 守	
佐 渡 奉 行	
桑 嶴 圖 書	
御 先 手	
平 塚 伊 豆 守	
日 根 野 安 房 守	
奥 村 周 防 守	
寺 嶋 又 四 郎	
西 丸 御 先 手	
岡 山 新 十 郎	
御 留 居 番	

〔一一一〇〕

……。安永元年一月二十七日至心院御方二十五回法会の事をうけたまはりて、……。六年八月二十二日心観院殿(家治室閑院五十宮倫子)七回の法会行はるゝのとき、其事をうけたまはり……。七年正月二十八日日光御宮御盡屋の修造を奉行すべきむね仰をかうぶり、八年七月二十八日より国用出納の事をうけたまはる。……。十一月二十日さきにうけたまはる日光御宮御盡屋等の修造落成せるにより、十二月十五日多年の激務を賞せられて上野國群馬碓氷・綠埜の三郡のうちにをいて一万石を加へられすべて八万二千石を領す。……。天明元年二月十九日妻恭院殿贈貢官位ならびに御法会等の事をうけたまはり、……、二十五日三回御忌の法会をうけたまはりしにより、……。七月十八日さきに御養君のこと田沼主殿頭意次うけたまはるのところ、病にかかるにより、輝高これに代りて沙汰せしかば、……。九月十一日病ひにかかるのむねきこしめされ……。二十五日……。この日卒す。年五十七。二十七日上使若年寄太田備後守資愛をして、贈銀三十枚をたまはる。(五の七。八)

島居伊賀守 「寛」忠意 享保二年生る。十八年七月二十八日はじめて有徳院殿にまみえたてまつり、十九年十二月十八日從五位下伊賀守に叙任す。二十年六月二十日遺領を継、元文元年八月十五日はじめて城地にゆくの暇をたまふ。延享四年五月十五日奏者番となり、宝

橋本阿波守
御鷹匠頭能勢對馬守
御徒頭

御船手
松平縫殿頭
中山伊勢守
中野出羽守

為井又六

御側衆

田沼主殿頭

願之通、御法事中定日之外兩度拜礼有之候事、

御側衆

松平因幡守
水野豊後守

願之通、御法事中定日之外兩度拜礼有之候事、

西丸御小姓番頭

因幡守養父

大久保ト玄

暦二年四月二十三日より寺社奉行を兼ね。六年……。十年三月二十二日若年寄にうつり、十二月十九日より西城に勤仕す。十一年惇信院殿薨御により、八月三日職をゆるされ、彌間に候す。十二年五月二十四日奏者番に列し、寺社奉行をかぬ。この日朝鮮の信使来聘の事をうけたまはる。十二月九日孝恭院殿に附属せられて、西城の若年寄となる。安永元年……。五年八月二十五日丹波守にあらたむ。八年薨去により、四年十六日今より後若年寄の末に列して其職を助けつとむべきむね仰をかうぶる。

天明元年閏五月十一日若年寄となり、九月十八日西城の老職にすすみ、從四位下に昇り、二年三月七日侍従にすゝむ。六年閏十月朔日將軍家(家斎)本城に入せたまふのとき、したがひたてまつり、老中に列す。七年六月十三日、先に惇信院殿二十七回御忌法会の事を奉行せしにまたまはりしにより、……。寛政元年……。五年二月二十九日……職をゆるされ、この後出仕のときは溜間に候し……。六年七月十八日……。卒す。年七十八。(九の一四七)

酒井石見守「寛忠体」正徳四年莊内に生る。

享保十七八年八月二十九日養子となり、九月十五日はじめて有徳院殿にまみえたてまつり、十一月二十五日封を襲。十二月十六日從五位下山城守に叙任す。十八年六月十三日はじめて領地にゆくのいとまを賜ふ。延享四年三月十一日奏者番となり、寛延元年閏十月朔日より寺社の

〔一一一ウ〕

願之通、御法事中日參拜礼有之候事、

御留守居番
御本丸負佐

〔一三〇〕

御本丸
大御所様附

御小性

御奉行・輪番守

輪番守・内侍官

輪番守

御本丸
德力藤八郎

御小納戸

御小性

御奥医師

倉地仁左衛門

大御所様附御小性

飛驒守父

内藤休夢

内藤休夢

願之通、御法事中拜礼有之候事、

右之通候間、可被得其意候、

筒井大和守

大田三郎兵衛

曲済勝次郎

松平庄九郎

西大膳小作頭等

奉行をかぬ。二年七月六日西城の若年寄にうつり、この日石見守にあらたむ。宝暦元年二丸に候し、十一年薨御により、八月二日御遺物詠歌大概をたまひ、三日職をゆるされ鴈間に候し、十五日若年寄となり。明和五年十一月二十三日、蓮淨院家宣妻櫛笛氏おすめのことをもうけたまはるべきむね仰をかうぶり、六年五月二十八日官府の記録を撰定することにあづかりしにより。安永元年……六月二十三日、さきに蓮淨院逝去のち、葬送等のことを沙汰せしにより。……六年四月二十日より国用出納のことにつかさどり、……八年……十二月十五日上野国山田・勢多両郡のうちに置いて五千石の地を増加あり、すべて二万五千石を領し、仰によりて松山に城を築く。……天明元年……七年四月……十四日職を辞すといへどもゆるされず、……十八日卒す。年七十四。(二の五四・五五)

八ウ

松平源大夫

〔寛〕定為

宝永二年二月二十八日

はじめて常憲院殿綱臣に拝謁し、六年四月六日御書院番となり、享保五年十二月七日家を繼九年十一月十五日より二丸に勤仕し、後西城に候す。寛保二年十月二十八日組頭にうつり、十一月十八日布衣を着することをゆるさる。宝暦四年十二月二十八日西城御先鋒炮の頭に転じ、十一年八月三日より本城に勤仕す。

〔一三一〕

西丸御小性組番	巨勢日向守
右法眼被 仰付候已來、寄合御醫師同様拜礼	狩野祐清
仕来候ニ付、此度十七日十八日兩日之内御醫師拜礼	
之節罷出可申哉之旨、私共迄申聞候付、先格	
有之候義ニ御座候ハヽ、右両日之内罷出候様挨拶	
仕候、依之申上候以上、	
大田三郎兵衛	
曲渕勝次郎	
松平庄九郎	
御法事中	
御勘定組頭・御代官 拜礼之儀ニ付奉伺候書付	
漆奉行・御勘定 石谷備後守	

[一四〇]

十二年三月十日務を辞し、寄合に列す。十二日死す。年七十七。(一の三二〇)

糟屋彦兵衛 「寛義矩 桜田の館にをして文昭院殿(家宣)につかへたてまつり、宝永元年西城にうつらせたまふのときしたがひたてまつり、小普請となり、廩米四百四十俵をたまふ。四年十二月四日西城の焼火間番に列し、六年十月二十九日大番に遷る。享保八年三月十一日(年)の精勤を賞せられ、……。十六年一月十一日組頭に転じ、宝曆七年十月七日西城御先鎮炮の頭に進み、十二月十八日布衣を着する事を聽され、十一年八月三日より本城に勤仕す。十二年十月二十日死す。年七十六。(一二の二二〇)

松平忠左衛門 「寛勝周 享保六年八月九日初めて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、十三年十月九日家を継小普請となる。寛保元年十月二十八日西城の御小性組に列し、延享二年十一月七日より道奉行を勤め、四年十一月六日これをゆるさる。寛延元年五月朔日組頭に転じ、十二月二十一日布衣を着ることをゆるさる。宝曆八年十一月十五日西城御先鎮炮の頭にうつり、十一年八月三日より本城に候し、十二年十二月十五日また西城に附らる。明和八年四月六日老を告げ務を辞す。……、寄合となる。六月十三日死す。年七十七。(一の二一〇三)

岡山新十郎 「寛之英 享保三年七月十一日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、二年五月二十一日御小性組に列し、……。十三年四月日光山に詣でたまふのとき供奉し、十月

右之者共儀御法事中日之拜礼々儀ハ去ル未年
上野御法事之節之留書ニ相見不申候付、今日
日中御法會之節も差扣拜礼不仕候、然処今日
表御右筆并御堂御番之小十人組頭・小十人拜礼
仕候ニ付、書面之者共義も御用懸ニ而相詰寵在候間、
何卒拜礼仕度旨一同相願申候、依之奉伺候、

七月十二日

御法事中

御疊奉行

御大工頭 拜礼之義ニ付奉伺候書付

御作事下奉行

安藤彈正少弼

覺

御 疊 奉 行
御 大 工 頭
御 作 事 下 奉 行

右之者共儀御法事中日々拜礼之義ハ去ル未年
上野御法事之節御疊奉行留書ニ者相見江

御 漆 代
勘 奉 行
定 官

〔一四四〕

原田兵部 未詳

徳永平兵衛 「寛昌寛」 享保九年九月二十九日

遺跡を継、十一月十一日はじめて有徳院殿(吉宗)に拜謁し、十六年三月五日御小姓組の番士となり、……。元文二年閏十一月十八日より西

城に勤仕し、延享二年正月十一日御使番にうつり、十一月十八日布衣を着する事をゆるさる。三年正月十五日仰によりて諸国を巡見す。寛延三年三河国吉田城を松平伊豆守信復に賜ふにより、二月十五日彼地におもむき、引渡の役をつとめ、宝曆十年五月十一日西城御先弓の頭に転じ、十一年五月八カ月三日より本城に候す。十二年十二月十五日西城に復し、晦日務を辞し、寄合となり、明和三年四月三日致仕し、安永八年十二月六日死す。年七十一。(二七の

〇八・九)

五日西城の御小納戸となり、十二月二十二日布衣を着する事をゆるさる。延享二年九月朔日より本城に勤仕し、宝曆三年十一月二十八日御船手となり、七年十二月九日仰をうけたまはりて万治郎君(家重子清水重好)に弓術を教へまらせ……。八年十二月二十五日西城御先鎮炮の頭にうつり、十一年八月三日より本城に候し、十二年十一月十五日西城の務となる。安永四年八月三日死す。年七十八。(二九の三

〔一五〇〕

萩田助八 未詳

小西市郎兵衛 未詳

成嶋忠八郎 「寛和鼎」 寛延元年十月十日御歿

不申候ニ付、今日中御法會之節も差扣拜礼

不仕候、然ル處今日表御右筆井御堂御番、小十人

組頭・小十人拜礼仕候ニ付、書面之者共義も御用懸

ニ而日々相詰罷有候間、何卒拜礼仕度旨一同ニ

相願申候、依之奉伺候以上、

七月十一日

右両通共左衛門尉殿御下ヶ被成候、

大田三郎兵衛殿

曲渕勝次郎殿

松平庄九郎殿

太田撰津守
毛利讚岐守

七月十一日納経拜礼

金地院
護持院權僧正

右之通罷出候ニ付、増上寺裏門ノ罷通り、松原
中程ニ而下乗之事、

七月

大田三郎兵衛殿
曲渕勝次郎殿
松平庄九郎殿

文照院様御靈屋御別當

〔一五ウ〕

匠の見習となり、のち心観院殿(家治室閑院五
十宮翰子)好みたまふにより、岷江人楚を校合
し、清書および文字に仮名つけてたてまつり、
……。宝曆八年十二月十八日御勘定にうつり、
……。宝曆八年十二月二十三日遺跡を繼。この日御勘定
格の奥詰となる。(時に四十一歳廉米百俵月俸
二口) 明和元年朝鮮の聘使來るのとき、仰を
うけ御秘密の書写をつとめしにより、……。六
年十一月十二日儒者格となり、七年四月二十三
日補歴のことにつきかりて……、安永三年康熙
字典をよび品字箋をたまはる。五年四月浚明
院殿日光山にまつたまふのとき供奉し、還御
のゝち仰により御旅中の記三冊を著述して
……。九年六月十七日御書物奉行に進ぜられ、
天明二年牛込の測量所を浅草にうつさるゝの
とき、その事にあづかりて……。七年二月十
五日いまよりのち、時々御前にありて書を講ず
べきむねおほせをかうぶる。十二月二十五日
さきに種姫君(家治養女紀伊家)に入輿あるの
とき、おほせをうけて絵巻物のことば書せしに
より、……。(一九の九六)

小南三十郎 「寛」達實 初め処士にして鑑術を
師範し、近侍の人々に其術を伝ふ。享保十五年
八月御先手の与力に召加へられ、後支配勘定に
うつり、宝曆三年二月十九日班をすゝめられて
御勘定格となり、西城の奥に候す。(現米八十
石) 十四年四月朔日より本城に勤仕し、明和三
年八月十一日御勘定組頭にすゝみ、五年正月二
十一日御裏門切手番の頭に転じ、安永六年三月

31

30

29

病氣不參

七月十六日御下被成候、

伊勢守

真乘院

簡井大和守

二十五日死す。年八十五。(一〇の三四一~三)
岡本善悦 「寛」豊久 紀伊家にいて有徳院殿
(吉宗)につかへたてまつり、享保三年五月十三
日めされて御家人に列し、奥坊主組頭並とな
る。元文二年閏十一月朔日画を善せるにより
御同朋に准ぜられ拝謁をゆるさる。のち西城
に勤仕しまた本城のつとめとなり、浚明院殿
(家治御画の御相手に候し、有徳院殿・博信院
殿(家重)の尊影を画てたてまつり、……。(一
二の一七三)

願之通、御法事中定日之外拜礼有之候事、

太田權之右衛門

松平庄九郎 江
曲渕勝次郎
大田三郎兵衛

「一六〇」

一〇六

狩野祐清 英信 奥絵師 宝暦一二年六月死去

3 中橋狩野家(宗家)第五代

狩野探林 守美 奥絵師

1 鎌治橋狩野家第六代 安永六年四月死去

狩野栄川 典信 奥絵師

2 大挽町狩野家第六代 寛政二年八月死去

〔寛典信 享保十六年十一月二十七日遺跡

を、父がつとめとなり、安永二年二月九日家業
をよくするにより、班をすゝめられて医師並と
なる。(武藏国大里郡の内采地)二百石月俸二十日五年四月浚明院殿日光山にまうでたまふの
ときしたがひたてまつり、十一月十四日親筆山水の御画をたまぶ。九年七月二十七日孝恭院
殿(家治子家基)の御画像をよび御靈屋御絵の
ことをうけたまはりしにより、……。十一月十八日法印にすゝむ。天明六年二月二十五日浚
明院殿五十の御賀を祝はせたまふのとき御紋右組頭共儀、此度増上寺江拜礼罷出候儀來ル
九日
罷出候様可仕候哉、此段奉伺候以上、

七月十五日

大院大輔御當院及三才才卷之義奉
拜礼日限之義奉伺候書付七月十五日持参
川口能登守
戸田弥十郎

小普請組支配

組頭共

小普請組支配

「一六〇」

筒井大和守

御法事中日々御法事相済、女中參詣有之、
淨岸院様女中も參詣有之候事、

大田三郎兵衛
曲潤勝次郎
松平庄九郎

の御小柄をたまひ、薨御のゝち十月十日常に用ひさせたまふ御画硯管を拝賜す。七年十月七日をよび御靈屋御絵の事をつとめしにより、
寛政二年八月十六日死す。年六十一。
……。(二)の二九五)

狩野洞春 美信 表繪師 寛政九年二月八日死去
1 駿河台狩野家第四代
狩野春美 宣信 表繪師

2 山下狩野家第五代

大納大嚴院當病氣二付不參之義書付

小倉源氏文庫

大田三郎兵衛殿

曲潤勝次郎殿

松平庄九郎殿

太田撰津守
毛利讚岐守

大納

大嚴院

狩野梅軒 員信 表繪師
4 御徒士町狩野家第五代
狩野壽石 賢信 表繪師

11 猿屋町代地狩野家第四代

狩野玉榮 在信 表繪師

4 御徒士町狩野家第五代

1 駿河台狩野家第四代
狩野春美 宣信 表繪師

2 山下狩野家第五代

狩野玉榮 在信 表繪師

一一才

狩野梅軒 員信 表繪師

10 金杉片町狩野家第五代

狩野友甫 宴信 表繪師

8 根岸御行松狩野家第三代

狩野洞壽 克信 表繪師

12 猿屋町代地分家狩野家第三代

狩野永徳 高信 奥絵師 寛政六年一二月死去

3 中橋狩野家(宗家)第六代

狩野良信 栄信 表繪師

8 根岸御行松狩野家第四代

狩野洞庭 興信 表繪師

12 猿屋町代地分家狩野家第四代

(以上『讀史備考』『國史大辭典』による)

一一一
堀田鏡藏 [寛]正順 延享二年生る。宝暦三年

來ル廿七日於増上寺叔之者有之候間、如例可被相心得候、

七月十八日

右當病二付、今日納經拜礼不罷出候、

七月十七日

大納
大嚴院

〔一七〇〕

〔一七一〕

大納
大嚴院

〔一七二〕

奈良不動

奥車

一
堀田鏡藏 [寛]正順 延享二年生る。宝暦三年

朱書
有德院様 御法事之節之
御格合を以申上候、

一 増上寺御法事中日々拜礼之儀、掛リ之御役人
拜礼相済候而、勤番火之番之面々拜礼可為仕候哉、
三人宛、布衣御役人ハ五人宛、其以下ハ七人宛拜礼
可為仕候哉、

御法事中拜礼之儀申上候書付

簡井大和守
大田三郎兵衛
曲渕勝次郎
松平庄九郎

△此度於増上寺御法事中、私共兩人拜礼罷出候義
如何可仕候哉、奉伺候以上、

七月

付札

御産相済候迄ハ拜礼之義
無用たるへく候、

鵜殿十郎左衛門
新見又四郎
鵜殿十郎左衛門
新見又四郎

鵜殿十郎左衛門
新見又四郎

〔二七ウ〕

十月二十七日嫡子となり、十一年三月二十六日
遺領を繼、下總・上総・武藏・常陸・上野・下
野・相模七國のうちに十一万石を領し、佐倉城
に住す。四月十八日襲封を謝するのときはじ
めて浅明院殿(家治)にまみえたてまつり、家臣
三人御前に出る。六月七日父がとき預けられ
し武藏(下総・上野)の御料所を官におさむ。十
二月十八日從五位下相模守に叙任す。……。
安永三年二月十一日奏者番となり、……。天明
三年七月二十八日より寺社奉行をかね。……。
七年四月十九日大坂の城代に転じ、この日從四
位下に昇る。……。寛政四年八月十四日所司
代となり侍従にすゝみ。……。十年二月十六日
改暦のことをうけたまはりしにより、……。五
月十三日やまひにより江戸に参るの暇申のと
き、……。九月十八日やまひにより職を辞せん
事を請といへどもゆるされず。……。十一月
六日ふたゝびこゑて職を辞し、十二月二十五日
攝河作三国の領地を、出羽国村山、下野国都賀
兩郡の旧領に復さる。……。(一一の六〇七)
大久保因幡守、「寛」忠翰、延享三年三月二十三
日はじめ博信院殿(家重)に拜謁し、十一月二
十八日中奥の御小姓となり、四年十二月十九日
従五位下因幡守に叙任す。宝曆九年八月五日
家を繼、十月四日西城御小姓組の番頭に転す。
十一年八月三日より本城に勤仕し、十二年十二
月十五日西城に復す。明和二年七月十二日西
城御書院の番頭にうつり、四年七月朔日西城の
御側にすゝむ。安永八年孝恭院殿(家治子家)

右之趣奉伺候以上、

七月

筒井大和守
大田三郎兵衛
曲渕勝次郎
松平庄九郎

三名

御勘定奉行

御勘定奉行
御漆工頭

御勘定奉行
御漆工頭

御作事下奉行
御作事下奉行

右者御法事中日々拜礼仕度旨願書御下

被遊候ニ付評議仕候處

有徳院様御新葬送御法事之節并

御代々 御遠忌御法事之節も日々拜礼不仕趣

御座候、一向書留も無御座候故先格義難相知、

其上拜礼日割も御座候間、御法事中日々拜礼

之義ハ不被仰付候而可然哉ニ奉存候、則被下ヶ被遊候

書付式通奉返上候、

朱書

〔一八〇〕

基薨去の後、四月十八日勤仕をゆるされ菊間の広縁に候し、天明元年閏五月十一日西城の御側に復す。これよりさき浚明院殿(家治)画かせたまふ竹の掛幅をたまふ。四年九月二十九日死す。年六十五。(一一の八)

〔一八一〕

村上肥前守「寛義方」享保十五年四月二日遺跡を繼。十月二十二日ははじめて有徳院殿吉宗に拜謁す。十六年八月十八日西城の御小納戸となり、十二月二十三日布衣を着する事をゆる

さる。後淳信院殿(家重)より無銘の御脇差を賜ふ。延享二年九月朔日より本城に候す。寛延元年四月十五日頭取にすゝみ、十二月二十一日從五位下肥前守に叙任す。宝曆三年五月十二日光山御宮修造終るとき仰うけてかの地におもむきしにより……七年五月二十日万次郎君(家重子、清水重好)の守役(後天老と称す)に転じ、十年四月二十八日上總国羽郡のうちにして采地五百石を加増り、明和元年五月二十六日義方昵近のものなれば、重好卿御幼年のうちよりしきめざるゝがゆへ家老職に補せられしにその職に応ぜず。ほしいまゝなるふるまひ多かりしかば御氣色がうぶり職をゆるされ、加恩の地五百石を公収せられて小普請に貶し出仕をとめられ九月八日ゆるさる。八年三月二十六日致仕す。天明二年九月二十二日死す。年七十二。(四の二五八)

小十人組頭并小十人組之儀者、勤番仕候儀故、平用。前々拜礼仕來候義ニ御座候以上、
七月 三名

三名

小普請組支配組頭日割之義ニ付小普請組支配
差上候伺書御下ヶ被遊、一覽仕評議仕候處、
有德院様

御新葬御法事之節、小普請組頭

初而小役人拜礼之日罷出拜礼仕候付、此度も
小役人拜礼之日割ニ罷出可然奉存候、則御下
被遊御書付奉返上候、

朱書

新御番頭・御裏御門番之頭・御天守番之頭・富士見
御宝藏番之頭之儀も小役人拜礼之日可罷出義ニ

奉存候得共、仕來之儀故、寄合拜礼之日罷出

可然旨、先達而申上候 小普請組支配組之儀ハ新規

御役ニ而、初而小役人拜礼之日割ニ罷出候義御座候間、
本文之通申上候、

以上

七月

三名

〔一九〇〕

桑嶋圖書 [寛政] 享保十九年三月十九日は
じめて有德院殿(吉宗)に拜謁す。(時に十四
歳) 享保元年七月十八日御小納戸に列し、十
二月十九日布衣を着する事をゆるさる。延享
二年九月朔日より西城に勤仕し宝暦元年薨御
により、七月十二日務をゆるされ、寄合に列し、

じめて有德院殿(吉宗)に拜謁し、延享元年十一
月十日西城御小納戸となり、十六日布衣を着す
ることをゆるさる。二年五月朔日西城の御小
性にうつり、九月朔日本城のつとめとなり、閏
十二月十六日従五位下伯耆守に叙任す。宝暦
元年五月九日遺跡を繼、八年十月十五日御小
組の番頭に准せられ、田沼主殿頭意次・稻葉越
中守正明に副ぶて勤むべきむね、仰下さる。十
四年四月朔日御普請奉行に転ず。明和五年七月
二十二日死す。年四十二。(一五の二五八)
高井飛驒守 [寛] 直照 享保八年八月十五日初
めて有德院殿(吉宗)にまみえたてまつり、十四
年十一月十三日西城の御小性となる。十八年
十月二十六日祖父が遺跡を繼、十九年十一月十
八日従五位下飛驒守に叙任す。延享二年九月
朔日より本城のつとめとなり、宝暦三年四月七
日西城新番の頭に転じ、十一年八月三日西城の
留守居となり、明和二年十一月八日御小姓組
の番頭にすみ、五年十一月朔日御書院の番頭
にうつり、七年三月十五日御留守居となり、天
明五年六月十七日老をつげて職を辞し、寄合に
列す。……二十日死す。年七十七。(一八の
一三二)

右者、今明日御用有之候ニ付、明後十九日拜礼ニ罷出候
七月十七日

拜礼断

永井伊賀守
青山大蔵少輔
間部若狭守
板倉内膳正
土井伊豫守
本姓
増上對馬守
三浦志摩守
松平備前守
阿部因幡守
森川紀伊守
米倉丹後守
松平豊前守
京極備後守
米津越中守
柳生備前守
永井信濃守
柳生采女
大岡忠右衛門
松平伊勢守

三〇六

三年六月二十五日御小納戸に復す。七年十二月二十七日遺跡を繼、八年十一月十五日御付に転じ、十年五月六日佐渡奉行にうつり、十二年二月二十五日死す。年四十二。(二二)の五四(五)

平塚伊豆守 「寛」為政 伊賀守伊豆守 享保六年八月十三日二丸の御小性となる。(時に十五歳)七年七月十二日父近秀勤務よろしからざるにより、務をゆるさるといへども家禄は為政にたまひ、これまでのとをり勤仕すべきむねおねせを下さる。十年六月十九日より西城のつとめとなり、十一年三月二十一日御小納戸に転じ、十二月十六日布衣を着する事をゆるさる。延享二年五月朔日頭取となり、十月十八日從五位下伊賀守に叙任し、宝曆八年十二月七日御先弓の頭に転す。十三年三月十一日務を辞し、寄合となり、明和二年四月十日致仕す。このとき養老の料廩米三百俵をためる。六月十六日死す。年五十九。(二二)の二三二)

日根野安房守 「寛」高豊 織部正・和泉守・安房守 正徳四年九月二十九日遺跡を繼。(時に十五歳)享保四年十月十八日御書院番となり、十年十二月朔日西城の御小納戸に転じ、十八日布衣を着することをゆるさる。延享二年十月二日頭取にすゝみ、十二月十六日從五位下織部正に叙任す。二年九月朔日西城の勤めとなり、宝曆十年八月六日御先弓の頭に転じ、十三年六月十五日御持筒の頭にうつり、転じ、十三年六月十五日御持筒の頭にうつり、

忌

稻垣周防守

九月二十日死す。年六十四。(一五の三三七)

40

同書

七月十五日持参

戸田弥十郎

戸田弥十郎支配

休意養子

浅井休伯

右休伯儀
大御所様御伺被仰付候ニ付、為眞加於増上寺

御法事中拜礼罷出度段奉願候ニ付、奉伺候
以上

十月十五日

御法事中御内陣詰

同
大
樹
寺
三
刃
爪
連
常
福
寺
鎌倉
光明
寺

〔二二〇〕

寺嶋又四郎　〔寛尚包〕　紀伊家にをいて有徳院殿吉宗につかへたてまつり、享保元年父と共にしたがひたてまつり、五年五月二十三日家を繼寄合に列す。八月二十八日御小納戸となり、二丸に勤仕し、十二月二十四日布衣を着する事をゆるさる。十年六月十九日より西城に候し、延享二年九月朔日本城のつとめとなる。其後淡明院殿(家治御手づから備前焼の獅子をたまふ。寛延三年十二月十五日御船手となり、宝曆八年七月十八日御先鎮炮の頭に転じ、明和六年十一月六日死す。年八十一。(一八の三八六))

岡山新十郎　〔寛之英〕　享保三年七月十一日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、十二年五月二十一日御小姓組に列し、後御弓

松應寺	駿府
寶臺院	西久保天
誓願寺	淺草
光明寺	三井
同院	信
同月院	同高
同林寺	妙心寺
勝願寺	同大
蓮馨寺	鳴巣
大善寺	川越
念寺	淹山
大念寺	江戸崎
小金	大

〔二二〇〕

場始の射手に候し、あるひは的を射、或ひは放鷹に屬従し、鳥を射て時服、黄金等をたまふ。

十三年四月日光山に詣たまふのとき供奉し、十月五日西城の御小納戸となり、十一月二十日布衣を着する事をゆるさる。延享二年九月朔より本城に勤仕し、寶曆三年十二月十九日御船手となり、七年十一月九日仰をうけたまはりて万治郎君(家重子)、清水重好に弓術を教へまいらせ、……八年十二月二十五日西城御先鋒炮の頭にうつり、十一年八月三日より本城に候し、十二年十一月十五日西城の務となる。安永四年八月三日死す。年七十八。(一九の三〇八～九)

二二一

橋本阿波守　〔寛忠正　丹波守・阿波守・享保元年十一月二十一日勝之死するといへども、仰によりて養子となり、十二月二十五日遺跡を繼寄合に列す。(時に六歳)〕

月十二日御小姓となり、惇信院殿(家重に附属せられて二丸に候し、のち西城に勤仕す。十六年十二月二十三日從五位下丹波守に叙任し、元文五年六月十五日小十人の頭にうつり、延享元年二月十五日西城の御目付に転じ、二年九月朔日より本城に候し、四年五月一日さきに二丸にをいて火防の事情いるにより、……。寛延三年九月十五日御留守居番となり、明和四年十二月二十六日西城御先弓の頭にうつり、安永五年九月二十四日御持弓の頭に転じ、七年九月十九日西城の御留守居に

〔二二一〕

以上武拾六人

東漸寺	弘經寺	館林	善導寺	岩附	淨國寺	同專稱寺	圓通寺	高崎	大信寺	貞宗寺	西久保	大養寺	深川	弘經寺	大鹿
-----	-----	----	-----	----	-----	------	-----	----	-----	-----	-----	-----	----	-----	----

〔二三一ウ〕

能勢對馬守 未詳

松平縫殿頭 「寛五井忠香」 寛保三年三月十九

日はじめて有徳院殿(吉宗)に見え奉る。(時に八歳) 延享元年十一月十日西城の御小納戸となり、十六日布衣を着することをゆるさる。二年九月朔日本城に勤仕し、三年十月十二日御小性に転じ、四年十一月十九日從五位下縫殿頭に叙任す。宝曆十年五月十三日二丸に候し、十一年三月二十一日御徒の頭にうつり、十二年二月二十八日御目付にすゝむ。……明和元年日光山の御宮御靈屋修造、事おはりければこれを監すべき旨仰をかうぶり、四月二十八日かの山におもむく。二年五月二十九日ふたゝび日光山に赴き、東照宮百五十回法会の事を勤めし賞として、……四年閑東の川々の堤防を修築せられしを監臨し、……五年三月八日小普請奉行に転じ、……安永元年十月二十八日新番の頭に移る。六年十月八日遺跡を繼、天明五年八月二十一日死す。年六十。(二の一五三)

中野出羽守 「寛清備」 寛保三年二月三日めされて西城の御小性となり、廩米三百俵をたまふ。(時に十六歳) のち本城に從ひたてまり、延享二年閏十二月十六日從五位下出羽守に

すゝみ、天明元年十一月二十四日將軍家(家

斎)射術の御相手に候すべきむね仰をかうぶる。七年八月十五日二百俵を加へられ、寛政四年九月二十八日老をつげて職を辞し、寄合に列す。……十一月十一日死す。年八十二。

(二二の一四九・一五〇)

小石川 傳通院
 新田 大光院
 飯沼 弘經寺
 本所 靈山寺
 浅草 深川幡隨院
 龍靈巖寺
 瑞知同二胤
 行所化伴頭
 惠教了單栄
 瑞知惠教了單栄
 隨笛傳運亮覺巖東善寺

〔一三ウ〕

中山伊勢守「寛」直彰 下野守・伊勢守・下野
 守・周防守 享保十八年九月一日遺跡を繼。
 (時に十八歳采地五百石) 十二月十二日はじ
 めて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、寛保
 元年七月十八日西城の御小納戸に列し、十二
 月十九日布衣を着する事をゆるさる。延享二
 年九月朔日本城の勤となり、三年十月十二日
 御小姓にすゝみ、四年十二月十九日從五位下
 下野守に叙任す。寛延元年十二月十九日より
 西城に勤仕し、宝曆二年十一月二十五日浚明
 院殿痘瘡御平癒を賀せられて……。十年五月
 十三日より本城に候、十一月九日御徒の頭
 となり、安永五年四月浚明院殿日光山にまうで
 たまふのとき供奉し、六月二十四日御先弓の
 頭に遷り、寛政九年八月二十七日御船奉行に
 轉ず。(一一の九二・九三)

為井又六 「寛」祐安はじめ紀伊家につかふ。
 享保元年惇信院殿家重にしたがひたてまつ
 り、御家人に列し、九月九日御近習番となりて
 二丸に候、廩米二百俵をたまふ。十三年五月
 二十八日西城の御小納戸にすゝみ、十二月二十
 二日布衣を着する事をゆるさる。宝曆十年九
 月十九日御船手にうつり、十二年十一月十五日
 御留守居番に転じ、明和六年十二月二十二日御
 先鍔炮の頭となる。安永五年正月二十三日老
 をつげて務を辞し、寄合に列す。……。二月二

叙任す。宝曆八年十一月十五日御徒の頭に転
 じ、明和二年十二月十日死す。年三十八。(一一
 の一八二)

十六日死す。年八十六。(一一〇の一四三)

一三才

田沼主殿頭

「寛」意次

享保四年生る。十七年七月二十一日はじめて有徳院殿(吉宗)に拝謁す。

(時に十四歳)十九年三月十三日西城の御小性となり、二十年三月四日遺跡を繼ぐ元文

二年十二月十六日從五位下主殿頭に叙任す。

延享二年九月朔日より本城に勤仕し、四年九月十五日御小性組番頭の格となり、諸事を執啓す

る事を見ならぶ。寛延元年閏十月朔日御小性組の番頭となり、なを奥のつとめをかぬ。この

日上総国武射・下総国匝瑳・香取三郡のうち

にをいて千四百石の地を加へらる。宝暦元年

御側にすゝみ、諸事を執啓す。五年九月十九日

下総国香取・相模國大住・愛甲・足柄四郡のうちをもいて三千石を加賜せられ、八年九月三日遠江国棟原郡のうちにをいて五千石を増加

あり。伯領をあらためられ、遠江・相模・下総

三国の内にをいてすべて一万石の領地をたまひ、評定所の式日にはその席につらなるべきむ

ね、仰をかうぶる。十年五月十八日二丸の普請

をつけたまはりしにより、……。十月十八日領

知の御朱印を下さる。十二年二月十五日遠江

国棟原・城東二郡のうちにして五千石の地を

加賜せられ、明和二年四月東照宮百五十回の法

会を「なはる」とより、仰をうけたまはりて日光山に赴き、……。四年七月朔日御側の用人となり、從四位下に昇り、この日また棟原・城東

二郡のうちに於て加恩五千石を賜ひ、仰により

輪軸感
瑞益辦
知
寺院百五拾七ヶ寺
所化出僧
五百六拾八人

以上七百四拾四人

御法事中役僧役人

同

台徳院様御別當

惠眼院

實松院

清橋院様御別當

通元院

文照院様御別當

真乘院

崇源院様御別當

天英院様

最勝院

有章院様御別當

〔一五〇〕

〔一四九〕

安國殿御別當	瑞蓮院
桂昌院様 御別當	月光院様
淨德院様 御別當	佛心院
瑞喜院様 <small>(奉)</small> 御別當	安立院
明信院様 御別當	靈仙院様 御別當
鑑蓮社	岳蓮社
松蓮社	松蓮社
右拾式人御内陣詰三御座候得共、役義有之候故、 役僧之部類江相加被申候、	座奉行 帳讀役 花籠役 擅林持繩者 拾式人 六人 六人

二六四

て相良に居城を築く。閏九月二十九日御座にめされ、老中を招請すべきむね想の仰をかうぶんり、……六年八月十八日また棟原・城東二郡の内にをいて五千石を増たまひこの日侍従すゝみ、老中に准せられて持鉢二本をゆるさる。十月二十一日さきに西城修補のことをうけたまはりとして。十二月二十八日孝恭院殿生誕ありてよりこのかたの西城にうつらせたまふにいたるまで諸事を沙汰せしにより、安永元年正月十五日老職となり、三河国額田・宝飯・渥美三郡のうちにをいて五千石の地を加へられ、遠江國の所領のうち五千石の地を割て三河國のうちにうつさる。……人月二十一日心鏡院殿(家治室蘭院五十宮倫子)法会の事をうけたまはりにより、……二年三月十四日万寿姫君(家治女)の葬事を沙汰せしとして。……六月十三日さきに博信院殿(家重十三回の法会行はるゝときその事にあづかり)、……五年四月九日浚明院殿(家治)日光山にまうでたまふの供奉を命ぜられ、……六年四月二十一日遠江国棟原駿河国志太・益津三郡のうちにして七千石を加へらる。八年四月二十三日孝恭院殿薨じたまふのうちおはまりて。……四月朔日はじめて城地にゆくべきをうけて御跡の事を沙汰せしかば、……。二月二十二日紅葉山御宮をよび御靈屋等の修復を奉行せしにより、……九年二月二十七日至心院御方(家治母梅溪氏)法会の事をうけたまはりとして。……四月朔日はじめて城地にゆくべきをうけて御跡の事を沙汰せしかば、……。二月のいとまをたまひ、……。天明元年閏五月二十一

『祠部職掌雜纂 御法事御書付留』

三拾人	有章院様御別當
一 壱人	譲代
小番僧 拾人	内陣様司 弐拾人
外陣殿司 弐拾人	念供詰衆 弐拾人
書写役 行者 弐人	御掃除頭 壱人
有章院様御靈屋	御掃除頭 壱人
武拾人	武拾人
百三人	百三人

〔二六〇〕

〔二六一〕

七日將軍家齊御養君とならせたまふの事を祝はせたまひ……。七月十五日さきに御養君の事をうけたまはりしにより、……。この日和泉国日根郡のうちにをして一万石の地を加賜せられ、……、三年八月二十一日心觀院殿十三回の法会行はるゝのとき惣奉行をつとめ、五年正月二十九日河内國河内若江・三河國宝飯・遠江國櫻原・城東五郡のうちにをして一万石を加増あり。すべて五万七千石を領す。六年八月二十七日職を辞し、鴈間に候す。閏十月五日すでに職をゆるさるといへどもおぼしめす旨ありて、両度の加恩和泉・河内・三河・遠江等のうち二万石の地をよび居邸ならびに大坂の藏屋敷をも收公せられ、出仕をとどめられ、十二月二十七日ゆるさる。七年十月二日意次在職のあひだ不正のはからひありしことをひをひ台聽に達しことに不束のいたりにおぼしめざる。すでに淡明院殿御遺例中きしめされ御沙汰の趣もありしにより、所領駿遠のうち二万七千石をおさめられ、致仕して別荘に蟄居し慎あるべきの旨嚴命をかうぶる。八年七月二十四日卒す。年七十。(一八の三六五・三六六)

巨勢大和守「寛利啓 享保四年六月朔日遺跡をつき、奥詰となり、九日初めて有徳院殿(吉宗)に見えたまつり、六年閏七月十八日從五位下大和守に叙任す。これ紀伊大納言光貞卿十七回の法会行はるゝにより、御名代をうけたまはりて和歌山に赴くがゆへなり。十三年四

以上百式拾六人

右者此度御中陰御法事出僧并役人ニ而御座候、
都合千三百三拾式人ニ而御座候以上、

七月

〔白紙〕

〔二七〇〕

〔二七ウ〕

月日光山にまうでたまふのときしたがひたて
まつり、延享二年九月二十五日より西城に候
し、御小性組の番頭に准ぜられ十月十五日御
側となる。宝曆元年七月十日有徳院殿の御遺
物……をたまふ。十八日より西城に勤仕し、十
年五月十三日本城の務となる。十一年七月惇
信院殿(家重)の御遺物伽羅一本名取川埋木の
料紙硯箱をよび御小袖等をたまはり、十三年
四月二十六日采地を駿河国富士・駿東両郡の
うちにつきる。明和二年七月四日死す。(二)
○の三五四)

松平因幡守「寛」康郷 伊勢守・安房守・豊前
守・因幡守・中務少輔はじめ千石の采地を
賜ひ寄合に列し、のち兄康顯が嗣となり正徳
三年三月二十四日遺跡を繼四月朔日有章院殿
(家越にまみえたてまつり、享保元年十二月十
九日中奥の御小性となり、三年十二月十八日從
五位下伊勢守に叙任す。九年閏四月七日御小
性組の番頭にすゝみ……。(十一年)五月二十
八日御書院の番頭にうつり、十五年正月十一日
大番の頭に転じ六月六日職を辞す。元文四年
九月六日駿府の城代となる。宝曆元年三月二
十五日西城の御側にうつる。七月十日有徳院
殿御遺物……をたまふ。二年十二月二十五日
より諸事を執啓することをつとむ。十年五月
十三日浚明院殿本城にうつらせたまふ時した
がひたてまつり、政事を執啓することももと
のごとし。……。明和二年正月二十八日千石
を加増あり、信濃國の采地をあらため武藏國秩

御出棺 御葬送之節
御湯漬井御配リ被下候書付

〔白紙〕

〔二七八〕

〔二八〇〕

六月廿二日

一 御出棺 御葬送御法事中 御賄所見廻り相勤候様、
左之通申渡、
御徒目付

御徒目付

阪經法論 56 ('03. 1) 104

細見庄五郎

西丸御徒目付

八木岡政七

御小人目付

四人

石谷備後守

御葬送御當日御湯漬并同勢之者共江被下候

御配之儀、末年之通幾度も被下候積、先達而書上も致候得共、末々之者幾度も望候度々相渡候而者

取べり無之、却而片慮ニも相成、不行届儀も可有之、其上渡方も混雜可致候哉ニ付、左之通渡方度數相極候而者如何可有之哉、

御湯漬試度

御出棺御供

但兼前堂迄御供致直ニ退散之積心得申候、若又

居残之狀ニ候ハヽ是以ニ度ニ可致候、

御先江被相越候分

御配同断

御葬送御供并翌朝迄居殘候分

御湯漬三度

御配同断

右之通度數相極置、先達而宿坊并同勢場相廻

置候方手操も行届可申候哉、左候ハヽ右之度數ニ命、印鑑數度置、同勢場ニ而ハ印鑑ニ引替相渡候得者、取べりも

〔二九〇〕

父・上総国埴生・長柄・下総国香取四郡のうちにをいてすべて六十石を知行す。八年十二月十四日老を告て務を辞するのところ、特旨をもつて執啓のこと、をよび宿直を免さる。安永元年七月一日致仕す。……寛政元年六月十三日死す。年九十七。(二の二八一・二)

水野豊後守

〔寛〕忠友 享保十六年生る。元文四年三月十八日浚明院殿の御伽となる。(時に九歳) 寛保二年十一月五日遺跡を繼(三年十一月十五日御小性となりて西城に候す。延享四年十二月十九日從五位下豊後守に叙任す。

宝曆八年十月十五日御小性組の番頭に准ぜられ諸事を執啓する事を見習ふ。十年四月朔日西城の御側となり、執啓の事をつとめ、五月十三日より本城に勤仕す。明和二年正月二十八日上総国夷隅・長柄両郡のうちにをいて千石を加恩あり。五年十一月十五日若年寄にす、み且奥のつとめをかね、国用出納の事をもあづかり聞べきむねおほせをかうぶり、直月をゆるさる。この日五千石を加へられ、上総国の采地をあらためられ、三河国碧海のうち六千石を賜ひ、すべて一万三千石を領し、八月十八日出羽守にあらため、十月二十一日西城普請の事を沙汰せしにより、……七年五月朔日領地の御朱印をたまふ。安永……、二年二月四日淨円院御方(吉宗母巨勢氏)・至心院御方(家治母梅溪氏)位牌所の普請をうけたまはりしにより、……、三月十四日乘台院御方(家治女万寿姫)送葬法会等の事をつとめしにより、……。八月八

宜可然哉ニ存候、夫共未年之通幾度も望次第相渡
候方可然哉、御評義被成被仰聞候様致度及御相談候
以上、

六月 下ヶ札

御先并御葬送御供相動候分、御湯漬三度御配り三度之
御賄、尤御先 御葬送御供之内ニも翌朝居残候分、
御湯漬四度御配り同断右之通御極候而可然候、其外
御書面之趣ニ而可然存候、

石谷備後守

〔三〇〇〕

御葬送御當日夜中共御賄ニ被下候儀、別紙付札之通
御座候、但御代官ノ印鑑御渡可申候間、御徒目付・御小人目付
取計、差配り候様可被仰渡候、

一 勤番之与力同心之儀者 御葬送御道筋ニ相障り
御賄所江難參可有之候付、前廣ニ御賄相廻置候様可
致候、勤番人數書付可被遺候、

一 御法事中朝夕 御本丸御臺所菜數之通御料理

被下泊り致分江者御夜食被下候、尤家來も泊之分江ハ

御夜食迄被下候、且御賄所ニ而番之間取之儀者

御代官方ニ而相定可申候之間、御本丸御臺所之者ニ
准シ席々張紙之儀者其御方ニ而被仰付候様致度

存候以上、

日さきに災にかかりし東叡山の御靈屋再建の
事をつとめしにより、……、三年四月十五日延
焼せし所々の御門普請の事をうけたまはりし
により、……、四年九月二十日松平右近將監武
元にそふて日光山におもむき、御社參の道路を
検視す。……五年四月日光山に詣たまふによ
り、……供奉に列す。……六年四月二十一日
御側用人にうつり、從四位下に叙し七千石を
加へられ、信濃國の領地を転じて駿河國駿東
郡のうちにをいて一万四千石をたまひ、十一月
六日駿河国沼津にをいてあらたに城地を築く
べきむねおほせをかうぶる。七年十一月二十
八日仰をうけて、老中と等しく御宮御靈屋の御
名代をつとむ。天明元年九月十八日老職に准
ぜらる、其務はもとのごとし。この日五千石を
加へられ、駿河・三河の領地を割て駿河國駿
東・富士・三河國幡豆・伊豆國君澤等の郡にを
いて一万多石余をたまひ、二十七日財用の事を
も掌るべきむねおほせをかうぶり、十一月十五
日侍從にすゝむ。三年六月二十一日有徳院殿
(吉宗)三十三回の法会を奉行せしにより、……
五年正月二十九日老職に補せられたなを國用の
出納を掌り、且奥の務をかね、五千石を加へら
れ、駿河國駿東・富士・三河國碧海・幡豆・伊
豆國加茂・君澤・田方七郡のうちにをいてすべ
て三万石を領し沼津に住す。七年十二月四日
種姫(家治養女、紀伊中将治宝卿に嫁せら
る)のとき、その事を沙汰せしにより、……
この日かつてより請むねあるにより、財用を掌

御葬送之夜中 御湯瀆被下候ニ付、左之趣承合候、

御配之儀御別紙二附札致進達致候、但去ル未年最初
輕者迄も湯瀆相廻候積ニ候處、手廻シ不宜候付、飯を
蓮之葉ニ包相渡候、此度之義ハ御同意相伺、強
飯ヲ蓮之葉ニ包相渡候様ニ御座候、

石谷備後守

下ヶ札

御出棺之夜、諸向江被下候御配り之訳被仰聞可被下候
以上、

六月

御葬送御法事御用ニ付諸向ノ御受取候品人別
員數等、極候分者格別、其外御入用之品ハ少々宛内請取ニ
被成、追々ニも御受取可被成候、去ル未年之格を以左衛門尉殿江
伺之上申達候以上、

六月

石谷備後守

〔三〇ウ〕

ることをゆるさる。八年三月二十八日老職を
ゆるされ、臥間席となる。……六月二十一日
はじめて城地にゆくのいとまをたまふ。寛政
八年十一月二十九日若君(家慶)に附屬せられ
て老職となり、西城に候す。九年五月二日西城
へ御徒ありしき、若君よりの御使をつとめ
しにより、……。(六の五八・五九)

大久保ト玄 「寛」徃忠 紀伊家につかぶ。惇信
院殿にしたがひたまつり、二丸の御小性に列
し、のち兄忠寛が嗣となり、享保二年十二月二
十一日遺奏を繼、九年十一月十五日下野國都賀
郡の内にをいて一千三百石をくはへられ、從五位
下伊勢守に叙任す。のち西城にしたがひたて
まつり、十年十一月二十八日西城の御側にす
み諸事を執督す。この日同国河内郡のうちに
をいて三千石を増加あり、すべて五千石を知行
す。元文四年五月二十五日務をゆるされ菊間
の広縁に候す。この日とし、ころの勤労を賞せ
られて……。宝曆九年八月五日致仕す。この
とき養老の廩米千俵をたまふ。……十三年
五月二十四日死す。年六十四。(二の七・八)
笹本朝貢佐 「寛」忠省 享保十二年七月一日め
されて惇信院殿(家慶)に附屬せられ、廩米五百
俵をたまひ、西城の御小性となる。(時に十六
歳) 十九年四月こよて笹木の家號に復し、十
二月十八日從五位下に叙し、朝貢佐と称す。元
文四年五月二十七日務をゆるされ、寄合に列
し、寛保三年十一月二十六日中奥の御小性とな
り、延享三年九月七日御留守居番にうつる。宝

六月

己酉

一 増上寺御賄所

但宿坊無之分不殘御賄所ニ而御湯瀬可被下与存候、

宿坊有之面々候者不殘家來之分共二銘々宿坊江

可被遣儀与存候、左候ハ、人數之義書付可致進達候、

一 御供致候面々宿坊無之分ハ何と人申儀可申遣候是又

御賄所ニ而可被下与存候、尤出役之御徒目付・御小人目付

為取計候心得ニ而罷在候、

一 同勢之儀ハ御先御供方者同勢場ニ而可被下儀被存候、

是又出役之御徒目付・御小人目付為取計候積り相

心得罷在候、

但侍以下之者江蓮飯被下置候儀与存候、

一方丈部屋割有之面々ハ方丈江相廻候儀与相心得

罷有候、△

一 右之通相心得罷在候、思召も有之候ハ、御付札ニ而可被

仰聞候以上、

下ヶ札

六月

大田三郎兵衛
曲渕勝次郎
松平庄九郎

×
御書面之通候、

御書面之通候人數書付可被遣候、

● 同 □ 同 ×
御書面之通候人數書付可被遣候、

一 倉地仁左衛門 [寛]忠貞 御広敷の伊賀をつと
めのち西城御庭役となり、延享二年十一月十
一日班を進められて御休息御庭の者支配とな
り、林奉行の次席に列す。宝曆十年(四月朔日
より二丸に勤仕し、十一年惇信院殿(家重)薨
御により、八月三日務をゆるさる。十二年三月
四日御書奉行となり、安永五年四月浚明院殿
日光山に詣たまふのとき供奉し、六年二月二
十二日老を告て務を辞す。……。三月八日死
す。年七十二。(九の三八九)

一 倉地仁左衛門 [寛]忠貞 御広敷の伊賀をつと
めのち西城御庭役となり、延享二年十一月十
一日班を進められて御休息御庭の者支配とな
り、林奉行の次席に列す。宝曆十年(四月朔日
より二丸に勤仕し、十一年惇信院殿(家重)薨
御により、八月三日務をゆるさる。二年三月
二十二日死す。年六十。……。(一〇の二四)

〔三二ウ〕

一 三〇
七十。(一〇の三三二六)

一 德力藤八郎 [寛]良弼 享保八年一月九日はじ
めて有徳院殿(吉志)にまみえたてまつり、十

五年六月六日家を繼、十九年四月二十七日評

定所勤役儒者となり、元文二年七月十八日浚

明院殿家治御生誕のとき賀章をたてまつり

しにより……、是よりのち大礼の慶賀ごとに

例となる。寶曆七年五月二十一日奥儒者にう

つり、九月十九日政要策を献す。十年四月朔

日より二丸に候し、十一年惇信院殿(家重)薨

御により八月四日務をゆるさる。十二年三月

四日御書奉行となり、安永五年四月浚明院殿

日光山に詣たまふのとき供奉し、六年二月二

十二日老を告て務を辞す。……。三月八日死

す。年七十二。(九の三八九)

一 倉地仁左衛門 [寛]忠貞 御広敷の伊賀をつと
めのち西城御庭役となり、延享二年十一月十
一日班を進められて御休息御庭の者支配とな
り、林奉行の次席に列す。宝曆十年(四月朔日
より二丸に勤仕し、十一年惇信院殿(家重)薨
御により、八月三日務をゆるさる。二年三月
二十二日死す。年六十。……。(一〇の二四)

同

△ 同

<p>御書面之通ニ候方丈部屋割之面々人數書付可被遣候、 己六月</p>	<p>御書面之通ニ罷在候分ハ侍以上以下無差別蓮包強飯可被下候誰 同勢何人々迄申義、場所何方々与申儀、書付可被遣候、</p>
---	---

同

△

御葬送御當日御先御供江被下候御湯漬廻シ所并
人数之儀御聞合申候、

一 御老中方・御側御用人・若年寄衆・御側衆・御宿坊々
義相定候儀ニ候哉、又者方丈内部屋取等ニ而も有之、
御湯漬廻シ方之儀、内供之分も右ニ准シ何方之江
相廻シ可申哉、外供之分ハ 御先并御供夫々
同勢場江相廻させ候様可致候、

大御所様附御先御供之御小性御小納戸并奥坊主
六尺等迄之御湯漬相廻シ、且内借之分何分江相
廻させ可申哉、上下人數凡ニ而も承度候、

一 諸御役人御番衆等も方丈内ニ部屋取有之、其場所江
御湯漬差遣可申哉、又者御賄所池徳院席々ニ而
支度被致候積リニ候哉 左候ハ、向々江御通達被成、右手當
之儀可被仰聞候、勿論上下人數之儀凡積ニも承度候、

石谷備後守

石谷備後守

三の二二二)

内藤休夢 「寛忠義」 享保元年八月九日はじめ
て有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつる。(時に
十四歳) 二年四月一日遺跡を繼寄合となり、
延享二年閏十二月十六日御小性組に列し、四年
十一月七日御小納戸に転じ、十二月十九日布衣
を着することをゆるさる。宝曆五年六月二日
務を辭し、十年五月九日致仕す。このとき鶴栖
の料廩米三百俵をたまふ。安永六年七月二十
日死す。年七十五。……(一三の二二二)

内藤休夢 「寛忠義」

延享二年八月十一日

巨勢日向守 「寛忠義」 じめて有徳院殿(吉宗)に拝謁し、宝曆元年十二
月五日家を縁寄合に列す。三年六月十三日定
火消となり、十二月十八日布衣を着することを
ゆるさる。九年四月十九日西城御小性組の番
頭に転じ、十二月七日從五位下日向守に叙任
す。十一年八月三日本城のつとめとなり、十二

〔三二一〇〕

〔三二一ウ〕

且御賄所席々ニ而支度致候分、何御役・何御番・御目見
其外輕キ者共何人与申義、御配リ為支度少も早ク
承度存候、
右之通可被仰聞候以上、

〔己〕

六月

六月御賄所池徳院席々ニ而朝夕
御法事始り候朝夕ハ御賄所池徳院席々ニ而朝夕

一 御料理被下、泊り候分ハ夜食共被下候間、席々ニ而

支度有之候様、御進達被成候様致度存候以上、

下ヶ札

石谷備後守

〔三三三〕

月十五日御書院の番頭にうつり、明和三年五月十日御側にすゝみ、安永……。七年十二月十六日病にかゝり職を辞すといへどもゆるされず。……十九日死す。年五十二。(二〇)の三

(五三)

一六六

太田権右衛門

〔寛〕快繁

宝暦六年四月二十

七日家を繼、十月六日御小性組の番士となり、七年十一月五日御小納戸にすゝみ、十八日布衣を着する事をゆるる。十年三月二十一日務を辞し寄合となり、天明三年十一月十四日致仕し、寛政三年七月二十二日死す。年六十。(九の一五三)

川口能登守

〔寛〕恒壽

源三郎・采女・攝津守

能登守

宝永元年八月二十九日遺跡を繼、寄

合に列す。(時に三歳)享保五年九月十九日は

じめて有徳院殿吉宗に拝謁し、八年十二月十

五日中奥の御小性に列し、十五年十一月十八

日從五位下攝津守に叙任す。延享三年五月二

十八日御持弓の頭に転、宝曆元年正月十一

日新番の頭にすゝむ。五年八月二十八日小普請組の支配にうつり、明和五年十一月十六日

務を辞し、六年七月四日死す。年六十八。

……。(九の三八五)

戸田弥十郎〔寛〕忠汎 享保八年十月十五日はじめて有徳院殿(吉宗)に拝謁す。(時に十六歳)二十年九月十九日御小性組に列し、元文三年十一月二十七日遺跡を繼。延享二年十月十五日御使番にすゝみ、十一月十八日布衣を

布衣以上并中奥御番・方丈番・御番衆・御作事方役人・御徒目付・御小人目付・方丈内二部屋取有之候様内供之分・方丈内二差置申候人数之義ハ別紙二而御達可申候向々江通達之義致承知候、

同

同

□

御老中方・御側御用人・若年寄衆・御側衆・方丈内二部屋取有之候内供之分・方丈内二差置申候、

御小性・御納戸并奥坊主・六尺・方丈内二部屋取有之候内供之分・方丈内二差置申候人数之義ハ別紙二而御達シ可申候、

△

○

御出棺御當日

御棺昇之者於増上寺相渡候蓮包渡方之儀、

御賄所ニ而被下候而ハ混雜も可致ニ付、何方ニ而モ

一 御棺昇之者溜居候場所御極メ其場所江蓮包

廻シ置候様致、可然存候間、場所御極メ可被仰聞候、

己巳月

石谷備後守

下ヶ札

地中花岳院ニ而御配リ相渡候積リ御申渡置
可被成候、

御勘定方

昨日御附札被成被遣御達書付御付札御書面之内

布衣以上与有之候者何々御役名ニ御座候哉、

方丈番御番衆与御座候者何々御役名御座候哉、

御作事方役人与有之候者下奉行被下詰居候

者之儀ニ御座候哉、且御作事奉行方丈ニ部屋

取者無御座候哉、

一 御作事方ノ写取候方丈部屋取絵圖面之内

諸役人与有之候者何々之御役人之儀ニ

〔三四〇〕

新見又四郎 「寛」 正榮 享保十九年六月一日遺跡を繼、十二月十一日はじめて有徳院殿(吉志)に拝謁し、元文四年六月七日御書院の番士とな

着する事をゆるさる。三年出羽国山形城を松平和泉守乘佑にたまふにより、四年八月日被地におもむき、城引渡の役をつとむ。……。宝曆五年二月十一日先に鶴山諸営修造のとき、御目付にかはりて彼地に赴きしにより、……、八月十五日御先鋏炮の頭にすゝみ、十月十七日より盜賊追捕の役を勤め、六年七月六日ゆるさる。

七年三月二十一日小音譜組の支配に転じ、十二年五月十一日死す。年五十五。(一の三四七)

一 七ウ

鵜殿十郎左衛門 「寛」 長達 正徳五年十一月二十六日遺跡を繼。(時に七歳) 享保十六年三月五日御書院番となり、寛保元年六月八日より進物の事をうけたまはる。寛延二年正月十一日御使番にすゝみ、この年上野国安中城を

板倉佐渡守勝清にたまふにより、……、城引渡しの役をつとむ。十一月十八日布衣を着する事をゆるさる。宝暦三年三月朔日御目付にうつり、六年閏十一月二十五日先に久能御宮修造の事をうけたまはりしにより、……。七年正月十五日おほせをうけたまはりて長崎に赴き、十二年一月十五日大坂の町奉行に転じ、同四月朔日從五位下出雲守に叙任し、明和五年三月十六日職を辞し寄合となり、八年三月二十六日致仕す。六月一日死す。年六十三。(一の一七七)

一 右同断絵圖面之内

御座候哉、

一之間・二之間・三之間・四之間と名目有之候
場所之義御作事下奉行江相尋候處、御目付
方江對談之上出来、御料理出候場所二相成
候由申聞候、御老中方・御側御用人・若年寄衆
其外御部屋取有之候分候者、御湯瀬右御部
屋候相廻候積り、且部屋取無之分ハ御賄所ニ而
差出之由申候積りニ御座候、右御料理出候場所
御作事方江御對談之訣承度存候、

右之趣御付札被成被遣可被下候以上、

己巳
七月

〔三四四〕

二〇才

児嶋孫七郎 〔寛〕正親

享保五年五月二十三日

高家・寺社奉行・両御番頭・御目付・御勘定奉行・御作事奉行
△ 中奥御小性・百人組之頭・御持御先手・御目付・両御番組頭
御徒・小十人頭

〔下ヶ札〕
両御番毫組宛

書面之通ニ御座候、御作事奉行方丈ニ部屋取有之候、

る。寛保元年六月八日より進物の事を役す。
寛延二年四月二十八日松平勝五郎仲穆いとけ
なきにより、……因幡國鳥取におもむき国政
を監す。宝曆四年正月二十九日御目付に代り
て、美濃・伊勢・尾張三国におもむき川々の普
請を巡視し、五年……八月二十八日御徒の頭
に転じ、十二月十八日布衣を着する事をゆるさ
る。七年七月十八日御目付にうつり、九年十
二月二十日さきに日光山諸堂社修造あるのと
き、かの地におもむきこれを檢せしにより、
……十一年九月七日小普請奉行となり、十二
月十八日從五位下加賀守に叙任す。明和二年
正月二十六日長崎奉行に転じ、安永三年十一月
二十六日御作事奉行にうつる。四年……十
一月四日御勘定奉行にすゝむ。五年九月二十七
日死す。年五十九。(三)三二七)

同 ◇

書面之部屋取者無之候、

面々部屋取与申候而ハ無之、都而裝束所迄ニ而、中々其場所
ニ而御湯瀬等被下候程之事ニハ無之ニ付、支度所間取致候、
併可也ニも部屋々江相廻候而御間ニ合可申哉、

御勘定方

御葬送之節両御番押之衆中宿旅有之間敷付、

御賄所池徳院江被相越支度御座候様御達御座候哉、△

承度存候、

己巳

七月

下ヶ札

△ 池徳院被相越候積りニ御座候、

〔三五〇〕

御先江罷出、翌朝迄罷在、御湯瀬四度御配り四度
被下候分
一 寺社奉行者
一 御書院番頭
一 御小性組番頭
老人 同 三拾三人
老人

間部若狭守 「寛」詮方 宝永六年生る。享保九年八月詮言さきに男ありといへども、早世する
により、養子となりて其女を室とす。十月十一日遺領を繼。時に十六歳) 十五日はじめて
有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、十二月十八日従五位下若狭守に叙任し、十四年三月十五
日はじめていとまたまはりて封地におもむく。
寛保三年四月十三日閑東川々の普請をつとめ
しにより、……。宝曆十一年十二月六日致仕
し、天明二年六月二十三日丹後守にあらたむ。
五年八月二十日卒す。年七十七。(二の六五)
青山大藏少輔 「寛」幸道 享保十年宮津に生る。
元文二年九月十八日はじめて有徳院殿(吉宗)
にまみえたてまつる。(時に十二歳) 二十七
日凌明院殿はじめて山王社にまうでたまふの
とき、騎馬にて供奉し、延享元年五月二十九日、
幸道庶子たるがゆへに嗣たらずといへども、嫡
男幸篤多病にして嫡を廢せらるゝにより、嫡子
となる。十月晦日遺領を繼、十二月十六日従五
位下大膳亮に叙任、三年六月十五日はじめて
封地にゆくのいとまをたまふ。宝曆八年十二
月二十七日封地を美濃・越前両国のうちにう
つされ、美濃国郡上城をたまふ。十年六月三日
大蔵少輔にあらため、十三年十二月大和守にあ
らたむ。安永二年……〔飛驒国一揆鎮圧〕。四
年十二月十一日致仕し、八年十月晦日卒す。年
五十五。(二の九六)
永井伊賀守 「寛」直陳 元禄十一年生る。はじ
め父直敬が遺領のうち千五百石をわかつたま

一 御勘定奉行	同 三拾七人
一 壱人	四拾五人
一 壱人	三拾五人
一 武人	同 武百五拾五人
一 武人	頭并組家来共
一 武人	同 斷家来共
一 武人	百十四人
一 七人	七人
一 同断家来共	四百五十七人
一 七人	七人
一 家来	家来
一 百十一人	百十一人
一 壱人	十七人
一 壱人	十八人
一 三人	同 六十人
一 三人	三人
一 奥御右筆	三人

〔三五ウ〕

はり、寄合に列す。正徳四年兄尚平が嗣とな
り、十月二十一日その遺領を継、二十八日はじ
めて有章院殿(家繼)にまみえたてまつり、
……。十二月十八日從五位下伊豆守に叙任す。
享保四年二月十五日はじめて領地にゆくのい
とまを賜ひ、十二年所領のうちを割て河内国下
馬伏村にうつさる。十三年……。十五年八月
伊賀守にあらたむ。元文四年九月朔日奏者番
となり、宝曆六年五月二十一日城地を美濃國加
納にうつさる。九年七月六日務を辞す。十二
年八月七日致仕し、十一月二十六日卒す。年六
十五。(一〇の二七八)

板倉内膳正

「寛」勝承 享保二十年生る。寛保
三年九月二十日遺領を継。(時に九歳) 寛延

三年六月朔日はじめて惇信院殿(家惠)にまみ
えたてまつり、十二月十八日從五位下内膳正
に叙任す。宝曆四年六月十二日はじめて城地
にゆくのいとまをたまふ。明和二年三月二十
六日福嶋にをいて卒す。年三十一。(二の一
五三)

土井伊予守 「寛」利信 享保八年生る。十九年
六月十五日遺領を継(時に十二歳) 元文四
年二月十五日はじめて有徳院殿(吉志)に拜謁
し、五年十二月二十一日從五位下伊豆守に叙任
す。寛保三年六月十八日はじめて城地に行
いとまをたまはる。延享四年二月十一日西尾
をあらためて、三河國碧海郡刈屋に移さる。宝
曆元年九月十三日伯父三浦肥後守次をよび其
男織部員數糺明せらるゝのあひだめしあづけ

一 御勘定	一 御代官	一 御勘定奉行	一 漆奉行	一 御書院御番衆	一 御小性組御番衆	一 御作事下奉行	一 御疊奉行	一 御大工頭	一 御臺所頭	一 御賄頭	一 表御右筆
三人 同十八人	同十七人	同七人	同六人	同五人	同四人	同四人	同三 人	同二人	同一人	同一人	同十武人
七人	同八人	同七人	同八人	同武百三十一人	同武百六十四人	同武人	同武拾人	同武人	同武人	同武人	三人
武人 同拾四人	武人 同拾四人	武人 同拾四人	武人 同拾四人	武人 同拾四人	武人 同拾四人	武人 同拾四人	武人 同拾四人	武人 同拾四人	武人 同拾四人	武人 同拾四人	同十六人

〔三六〇〕

らる。……明和元年五月二日大隅守にあらたむ。……四年八月十八日致仕し、八年二月二十四日卒す。年四十九。(五の二五六)

増上對馬守 「寛」増山正賛 享保十一年生る。

延享元年三月十一日正武が養子となり、三年九月朔日はじめて博信院殿(家重)に拝謁し、十二月十八日從五位下對馬守に叙任す。四年八月五日遺領を繼、寛延元年六月十三日はじめて城地にゆくのいとまをたまふ。……明和二年十月二十八日奏者番となり、安永五年正月二十九日務を辞し、四月五日卒す。年五十一。(二の三三二)

三浦志摩守 「寛」明次 享保十一年生る。十七年二月二十八日兄義理が嗣となり、元文三年四月朔日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつる。(時に十三歳) 五年十二月二十一日從五位下備守に叙任し、二十八日玄蕃頭にあらたむ。宝曆六年八月二十四日遺跡を

繼、二十八日志摩守にあらたむ。七年六月十二日はじめて城地にゆくのいとまをたまふ。明和元年六月二十一日西尾をあらためて美作國勝山にうつされ、彼地に新城を築くべきむね仰をかうぶり、黄金四千両をたまふ。安永元年九月二十四日致仕し、二十八日兵庫頭にあらたむ。寛政九年十一月五日卒す。年七十。(九の四二)

松平備前守 「寛」大河内正温 享保十年三河國吉田に生る。寛延元年十一月十六日貞が養子となりて其女を室とす。十二月十二日はじ

一 支配勘定	同式拾八人
一 漆奉行手代	三人 同拾一人
一 御徒目付組頭	八人 同八人
一 御徒目付	九人 同式拾七人
一 御作事方并支配共	三拾九人 同三拾四人
一 御賄方	三拾四人 同七人
一 御臺所方	拾八人 同八人
一 表坊主組頭并坊主	八人 同十壹人
西丸 奥坊主	拾七人 同拾七人
一 御中間	三百人
一 御小人	五拾七人
一百人組 同心 与力	百七人

〔三七〇〕

めで博信院殿(家重)にまみえたてまつり、二十一日從五位下信濃守に叙任す。二年三月二十四日遺領を継、二十七日備前守にあらたむ。八月十五日はじめて城地にゆく暇をたまふ。宝暦十三年三月二十二日三河国幡豆郡のうちの領地を割て、同国加茂郡のうちにうつさる。明和四年九月二十五日致仕し、彈正忠にあらため。天明二年十一月二日卒す。年五十八……。(四の三九八)

阿部因幡守「寛」正興 享保十八年生る。延享三年正月二十六日正鎮が養子となり、其女を室とす。寛延二年十一月十五日はじめて博信院殿(家重)に拜謁し、十二月十八日從五位下山城守に叙任す。宝暦元年十二月二十七日遺領を継、二年二月十五日はじめて城地にゆくのいとまを賜ふ。七年正月十六日因幡守にあらたむ。明和元年三月十一日卒す。年三十二。(一〇の三五七)

森川紀伊守「寛」俊孝 寛保三年生る。宝暦七年十一月十五日はじめて博信院殿(家重)にまみえたてまつる。(時に十五歳) 十二月十八日從五位下紀伊守に叙任す。明和元年四月六日封を襲、一年九月朔日はじめて封地に行の暇をたまふ。安永元年六月十一日大番の頭となり、天明八年三月二十二日奏者番に転じ、六月二十八日卒す。年四十六。(七の九六)

松平豊前守「寛」久松勝尹 正徳三年生る。享保六年十月十五日はじめて有徳院殿吉宗に拜謁す。(時に九歳) 後父勝久が遺跡を継、十

『祠部職掌雜纂』 御法事御書付留』

此家來人數之義頭家來与
一所二認メ置

六拾人
右同断

百八拾武人
右同断

四人
家来四人

御持与力
同心

御先手

御徒押

御徒組頭

御徒

表六尺

御小人押

御小人目付

奥六尺

数寄屋坊主

路地之者

奥坊主

老人

七人
同七人

御葬送御供相勤、御湯漬二度御配り三度

「三七ウ」

四年十一月二十三日勝房が養子となり、十二月朔日まみえたてまつる。元文元年四月六日封を襲、十二月十六日従五位下玄蕃頭に叙任す。延享元年十一月六日大藏少輔にあらたむ。二年二月九日大番の頭となる。四年五月二日職を辞す。寛延二年三月朔日はじめて領知にゆくのいとまをたまふ。宝暦元年二月五日豊前守にあらたむ。明和五年三月二十六日卒す。年五十六。(一の二八七)

米倉丹後守 「寛」昌晴 享保十三年生る。寛延一年三月九日里矩卒し、嗣なきによりその遺領を相続す。五月十五日はじめて惇信院殿(家重)に拜謁し、八月十五日封地にゆくのいとまをたまふ。十二月十八日従五位下丹後守に叙任す。明和元年八月八日大番の頭となり、安永五年正月二十九日奏者番に転じ、……六年四月二十一日若年寄にすゝみ、……天明四年五月十日より西城のつとめとなり、……五年……。十一月九日やまひにより職を辞すといへどもゆるされず、……十八日なを職を辞せむ事をこふ。……二十日卒す。年五十八。(三の二九〇)

京極備後守 「寛」高長 元禄八年陸奥国棚倉に生る。正徳四年九月十二日高之が養子となり、その女を室とす。十五日はじめて有章院殿(家継)にまみえたてまつる。享保八年四月二日遣領を繼、十一月十八日従五位下備後守に叙任す。十一年三月十八日はじめて領地に行の暇をたまふ。明和元年二月十日居邸火を失せし

被下候分

〔三八〇〕

により出仕をとどめられ、十七日ゆるさる。
二年八月八日致仕し、十一月十八日主膳正に
あらたむ。六年四月三日卒す。年七十五。(七
の八六)

式人
家来八拾八人壱人
同三十五人壱人
同三十四人壱人
同三十五人壱人
同三十五人壱人
同三十五人壱人
同三十五人壱人
同三十七人壱人
同三十七人壱人
同三十三人壱人
同十八人壱人
同十八人壱人
同三十三人五人
同式百三十人五人
同式百三十人壱人
同十七人五拾七人
同九百七拾三人壱人
同九百七拾三人壱人
同三十五人壱人
同三十五人

一 御用人

淨岸院様

一 御用人

御臺様

一 御用人

一 御目付

一 御目付

一 中奥御小性

一 小十人頭

一 御小性

一 御小納戸

一 御小性

一 御小性

一 御用人

『祠部職掌雜纂 御法事御書付留』

三九才

たてまつり、寛保元年十二月十九日從五位下
信濃守に叙任す。明和二年一月四日卒す。年
四十三。(一の二七五)

柳生采女 「寛俊規」享保十五年松前に生る。
宝暦三年七月二十九日俊峯が養子となりてその女を室とし、九月十五日はじめて惇信院殿に拝謁す。十三年十月二十二日遺領を継、山城・大和兩国の内にいて一万石を領し、柳生に住す。十一月九日従五位下采女正に叙任し、明和元年五月二十三日但馬守にあらため、二年十一月二十三日能登守に改む。八年七月六日但馬守に復す。……天明八年二月三日劍術の御相手に候すべきむね仰を蒙り、……。(一七の二九)

大岡忠右衛門 「實」忠豫 延享一年生る。字爵四
四年三月十五日はじめて惇信院殿(家重)にま
みえたてまつる。(時に十歳) 明和二年三月
毎日病によりて嫡を辞し、七年正月十一日死
す。年三十四。(一六の三〇八)

松平伊勢守　「寛康郷」はじめ千石の采地を賜ひ寄合に列し、のち兄康顯が嗣となり、正徳三年三月二十四日遺跡を繼、四月朔日有章院殿（家継）にまみえたてまつり、享保元年十二月十九日中奥の御小姓となり、三年十一月十八日從五位下伊勢守に叙任す。九年閏四月七日御小性組の番頭にすゝみ、十年……。五月二十八日御書院の番頭にうつり、十五年正月十一日大番の頭に転じ、六月六日職を辞す。元文四年九月

一 御小人頭	同式人
一 御腰物方同心	式人
一 御小人押	拾式人
一 御徒組頭并	式人
一 御徒共	式人
一 御留守居番	式人
一 徒目付	式人
一 小人目付	式人
一 使之者	式人
新組	式人
一 ツ橋	式人
一 小人目付	式人
一 使之者	式人
中間	式人
田安	式人
徒目付	式人
小人目付	式人
使之者	式人
新組	式人
一 ツ橋	式人
一 小人目付	式人
一 使之者	式人
中間	式人

「三九ウ」

「四〇オ」

六日駿府の城代となる。宝暦元年三月二十五日西城の御側にうつる。……二年十二月二十五日諸事を執啓することをつとむ。十年五月十三日濱院殿本城にうつらせたまふ時たがひたてまつり、政事を執啓することもとのごとし。……明和二年正月二十八日千石を増加あり、信濃国の采地をあらため武藏国秩父・上総国埴生・長柄・下総国香取四郡のうちにをしてすべて六千石を知行す。八年十一月十四日老を告て務を辞するのところ、特旨をもつて執啓のこと、をよび宿直を免さる。安永元年七月一日致仕す。……養老の料として廩米五百俵をたまひ、……寛政元年六月十三日死す。年九十七。(一)の二八一二) 稲垣周防守 「寛」定計 享保十三年生る。元文五年定享が終にのぞみて養子となり、六年二十一日遺領を繼。(時に十三歳) 延享元年十一月十五日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり。二年十月十八日從五位下若狭守に叙任す。寛延三年四月七日周防守にあらたむ。宝曆八年十一月十五日大番の頭となり、十二年十二月二十七日長門守にあらたむ。天明元年十月十二日大坂の定番にうつり、寛政三年十月十三日務を辞し、四年十一月二十日致仕す。(六)の三九八)

戸田弥十郎 前掲一六ウ

休意 「寛」浅井長英 父長森めされ程なく死するにより、遺跡の御沙汰におよばれず。正徳二年十一月二十日長英あらたにめされて月

『祠部職掌雜纂 御法事御書付留』

一 中奥御小性	一 御小性組与頭	一 御書院組頭	一 御目付	一 小十人頭	一 御小性組番頭	御出棺御供之面々御湯漬式度 御配り式度被下候分	清水 徒目付 小人目付 使之者 新組
六人	同百八拾六人	同拾七人	同三拾二人	同三拾六人	同三十四人	老人 同三十四人	老人 武人 同三拾六人
老人 同拾七人	老人 同三拾二人	老人 同三拾六人	老人 同三拾六人	老人 同三拾六人	老人 同三拾六人	老人 家来 三十五人	老人 武人 同三拾六人
老人 同百八拾六人	老人 同拾七人	老人 同三拾二人	老人 同三拾六人	老人 同三拾六人	老人 同三拾六人	老人 家来 三十五人	老人 武人 同三拾六人
老人 同百八拾六人	老人 同拾七人	老人 同三拾二人	老人 同三拾六人	老人 同三拾六人	老人 同三拾六人	老人 家来 三十五人	老人 武人 同三拾六人

「四〇ウ」

二五才

台德院様 二代將軍徳川秀忠。

『寛永九(一六三二)年正月廿四日逝去。』

清橋院様 六代將軍徳川家宣父徳川綱重。

『延宝八(一六七八)年九月廿四日逝去。』

文照院様 六代將軍徳川家宣。

『正徳二(一七一二)年十一月八日逝去。』

二五ウ

崇源院様 二代將軍徳川秀忠御台所 浅井備前守長政女。寛永三(一六二六)年九月十五日逝去。

天英院様 六代將軍徳川家宣夫人 近衛撰政政大臣基麗女。寛保元(一七四一)年二月廿八日逝去。

有章院様 七代將軍徳川家継。

『正徳六(一七一六)年四月晦日逝去。』

俸十五口を賜ひ、小普請となる。三年五月二十九日番医に列し、宝曆十年十二月十八日老を告て番を辞す。……十一年八月二十七日致仕し、明和元年九月四日死す。年七十六。(二二の二五)

一 同御番	四人
一 御小性組御番衆	同六拾人
一 御書院御番衆	武拾九人 同百四十五人
一 両御番押	武拾五人 同百五十五人
一 御賄奉行	四人 同四十四人
一 小十人組頭	壻人 同拾人
一 御具足奉行	壻人 同之家來共 拾人
一 御目明	武人 同八人
一 御貝太鼓役	武人 同四人
一 西丸 御徒目付	三人 同九人
一 御徒押	六人 同六人

〔四一才〕

瑞臺院様	五代將軍綱吉側室、徳松生母。
元文三(一七三八年)六月九日逝去。	
明信院様	五代將軍綱吉長女鶴姫、紀伊家徳川綱教正室。寶永元(一七〇四年)四月十二日逝去。
淨德院様	七代將軍徳川家継生母、勝田氏。 宝暦二(一七五二年)九月廿二日逝去。
靈仙院様	三代將軍家光女千代姫、尾張家徳川光友正室。元禄十一(一六九八)年十二月十日逝去。
細見庄五郎	未詳
西丸	十代將軍徳川家治世子徳川家基
八木岡政七	未詳
石谷備後守	前揭二才
三七才	
西丸	
三八才	
御臺様	
閑院	一品彈正尹直仁親王女。
三九才	
淨岸院様	徳川綱吉養女竹姫、実清閑寺大納言
熙定女	島津継豊夫人。

『祠部職掌雜纂 御法事御書付留』

一 御中間	八拾五人
一 御小人	八拾五人
一 御駕籠頭	八拾五人
一 奧坊主	三人 同三人
一 御駕籠之者	拾人
一 御小人押	拾武人
一 御具足同心組頭	武人 此家來之儀御具足奉行 家來與一所二認メ置
一 御小人目付	三人
外二	
御棺昇	四百人
御棺臺持	拾五人
大暖出被暖者 [白紙]	八拾五人
官署多四日繕 [白紙]	八拾五人
本書印 [百紙]	八拾五人
[百紙]	八拾五人
御中間	八拾五人
御小人	八拾五人
御駕籠頭	八拾五人
奧坊主	三人 同三人
御駕籠之者	拾人
御小人押	拾武人
御具足同心組頭	武人 此家來之儀御具足奉行 家來與一所二認メ置
御小人目付	三人
御棺昇	四百人
御棺臺持	拾五人
大暖出被暖者 [百紙]	八拾五人
官署多四日繕 [白紙]	八拾五人
本書印 [百紙]	八拾五人
[百紙]	八拾五人

[四三五]

[四三六]

[四三七]

解題

本書は、青山文庫所蔵の『祠部職掌類聚』の一本である。体裁は、他本と異なることなく、薄茶色の表紙が前後に付され、右端を四目綴している。表題は、題簽および内表紙に示された「御法事御書付留」である。

構成は、「御法事／御書付留」の扉(内表紙)を含め二七丁および「御出棺御葬送之節／御湯漬井御配り被下候書付」の扉を含む一五丁に末尾白紙一丁からなり、墨付四二丁・白紙一丁から成る。

第一丁にあたる扉の右肩に「篠山文庫」の朱印を捺す以外は朱筆は見られない。全文同筆で記されている。

本書の表題は、「御法事御書付留」とあるのみで、誰を対象とする法事なのかは明示されていない。冒頭の六月十三日付記

事に見える人名で、明瞭になる。該当するのは『徳川実紀』第十篇の済明院殿御実紀宝曆十一(一七六一)年六月十二日・十三日条以下である。

六月十二日条

大御所この暁丑の下刻遂に大漸に及ばせ給ふ旨を、井上河内守正經して群臣に仰下され、かつ今日より營作、音樂を停廢するの令くだる。

また此度は増上寺に送り奉り、御神主は直に文昭院殿靈廟に合置し給ふべきよし令し下され、酒井左衛門尉忠寄大葬の惣督を奉はり、少老小出信濃守英持大葬及び遺留の大葬

事を奉はる太田摂津守資俊、毛利讚岐守政苗して増上寺に使せられて此事告らる。大僧正定月本城にのぼりてかしこまり申す。

今夜よりは青山下野守忠高等をして、西城大手門を昼夜警衛せしむ。

六月十三日条

寺社奉行太田摂津守資俊、毛利讚岐守政苗、大目付筒井大和守忠雄、勘定奉行石谷備後守清昌、作事奉行安藤彈正少弼惟要、目付大田三郎兵衛正房、曲淵勝次郎景漸、松平庄九郎忠郷大葬の事を奉はる。

また第六丁に見える「御香奠獻上之覚」に対応する記事は、次の通りである。

七月廿七日条

滿百齋忌に擬して、結願執行ふ。(中略)

けふ三家をはじめ香奠を献す。六十万石以上銀三十枚(二十五万石以上二十枚、十五万石以上十枚、十万石以上五枚、五万石以上三枚、一万石以上二枚、三十万石以上致仕又は其子三枚、十万石以上の家子また致仕は二枚、一万石以下奉るべきほどのものはみな一枚。兼て令し置れし如し。

さらに、後半に綴られた「御出棺御出葬之節」に対応する記事は、次の通りである。

七月十日条

けふは御発引なりとて、朝とくより二丸に成らせたまひ、御柩前に御進拝ありて直に本城に帰らせらる。酒井左衛門尉忠寄、松平右京大夫輝高、少老松平撰津守忠恒、酒井石見守忠休、御側井寺社奉行毛利讚岐守政苗、大目付筒井大和守忠雄、勘定奉行石谷備後守清昌、作事奉行安藤弾正少弼惟要、其外小姓、小納戸、目付、朝より増上寺に向ひぬ。

未の刻常の御座所より 霊柩を発引し奉り、平川門口の外にて拝迎にまかりし僧等修法し、「田安」右衛門督宗武卿、「橋」刑部卿宗尹卿及び近侍儒医等こゝにて拝送せり。(途中の警衛担当については後掲)

さて発引の鹵簿には、高燈四、御馬一疋、沓匣、高燈一、挾箱四、提燈一、台笠一、日傘一、提燈一、雨傘一、床几一、提燈二、曲录一。徒士二隊左右にわかれてたつ。御甲冑一具、提燈二。左右に徒目付各一人。具足奉行一人。小人四人わかれて左右にゆく。提燈一。目付大岡吉次郎忠移。高燈一。小十人組の番士列る。高燈二、御長刀一振。左に徒頭、右に小十人頭。高燈一。同朋一人香爐をもつ。提燈一、御刀、御指添。小姓四人これを役す。高燈二。次に宰臣秋元但馬守涼朝中央を先導し、高燈二。次に拝迎の僧等。提燈一。高家堀川兵部大輔広之、横瀬駿河守貞隆左右にたつ。提燈一。こゝに 霊柩を奉ず。提燈一。左に少老鳥居伊賀守忠意、右に御側小笠原若狭守信喜。次に僧一人。次に御轎駕籠頭一人。次に高燈二。御側用人板倉佐渡守勝清、少老小

出信濃守英持、御側田沼主殿頭意次、小姓、小納戸、「田安」右衛門督宗武卿家司奥田備後守忠英、「橋」刑部卿宗尹卿の家司田沼能登守意誠、「清水」宮内卿重好卿の家司村上肥前守義方。次に高燈一、御鎗。中奥小姓、中奥番。提燈二。目付永井伊織直令、曲淵勝次郎景漸。提燈一。御膳奉行、作事方の吏、徒目付、小人目付。御鎗四柄、簍箱、手傘、鉄炮、貝太鼓。中間頭、小人頭。高燈一。書院番頭駒木根大内記政親、小姓組番頭大久保因幡守忠翰をのをの所属をひきぬ、目付小菅猪右衛門武第、徒押・小人押等後押たり。(以下、増上寺での行事については後掲)

九代将軍徳川家重は、宝曆十一(一七六〇)年五月十三日に長子家治に將軍の座を譲り、亡父有徳院殿吉宗にならつて大御所として二丸に引退した。翌十一年六月十一日早晩に二丸で逝去した。葬送の儀はこの日から始まる。證号は、惇信院殿である。本書『御法事御書付留』の各記事を見ていくために、葬儀の流れを示しておく。

六月一二日 卯下刻 大御所(家重)が二丸で逝去。

嘗作・音楽の停廻を令する。

一二日 大葬の担当者を決める「記事前掲」。

群臣月代毬の定期を令する「記事後掲」。

一四日 大御所靈帳に松重を進薦する(田沼意次代参)。

賄頭・右筆・代官・勘定方等の大葬担当を決め

る。

五月	大御所靈帳に松重を進薦(御台所代參松平康郷)。
六日	靈廟修理・墓碑造立の担当を決める。
七日	一丸で焼香。
八日	大御所初七忌にあたり、將軍が二丸で燒香。
九日	諸家の魚類進献を禁じる。
一〇日	御法会の間、警衛の担当を命ずる「記事後掲」。
一一日	秋元涼朝等に靈柩発引後の事を命ずる「同前」。
一二日	留守居伊丹直賢・松平康詮に発引後の事を命ずる。
一二日	大御所靈帳に新米を進薦(御使 御側水野忠友)。
一三日	大御所靈帳に新米を進薦(御使 御側田沼)
一四日	意次)
一五日	大御所二七齋忌にあたり、將軍が二丸に御成。
一六日	靈帳に吹上御庭の草花を進薦(御使 御側田沼)
一七日	大御所二七齋忌にあたり、將軍が二丸に御成。
一八日	靈帳に吹上御庭の草花を進薦(御使 御側田沼)
一九日	意次)
二〇日	三七日過頂髪剃るべきは発引後剃るべしと發令。
二一日	大葬の公卿参向に担当者を決める。
二二日	勅使 津輕出羽守信寧
二三日	女院使 島津淡路守久柄
二四日	親王使 木下大和守俊泰
二五日	准后使 大関伊予守増興
二六日	靈柩の発引を四日から十日に改める。

二日	大御所三七日忌 将軍が二丸で拝礼。
三日	家々の七夕進献を停廃させる。
四日	次)
五日	大御所靈位に玉水羹・燕子花を進薦(使、田沼意
六日	次)
七日	七夕の拝賀を停廃。
八日	大御所四七日忌 将軍が二丸で拝礼。
九日	早朝、將軍が二丸で拝礼。
一〇日	靈柩発引。増上寺の廟に入る「記事後掲」。
一一日	これより初夜・日中・晨朝の法会、皆酒井忠寄等
一二日	增上寺御法会初。巳刻、弥陀懺法(井上正經代
一三日	参)未刻、初夜法会。
一四日	晨朝勤行。巳の刻の法会。初七齋の忌に擬す。
一五日	秋元涼朝代参。三家三卿等参拝。未刻、初夜法
一六日	会。
一七日	晨朝勤行。巳刻勤行。未刻、初夜法会。
一八日	万石以上父子参拝。
一九日	秋元涼朝勤行。巳刻勤行。二七齋の忌に擬す。
二〇日	高家・雁間詰・菊間詰・奏者番父子・諸番頭・
二一日	芙蓉間伺公諸有司・中奥のともがら参拝。

一六日 晨朝・日中・初夜法会。参拝前日の如し。	一七日 晨朝勤行。日中法会。三七齋忌に擬す。初夜法会。布衣の侍・医師みな参拝。	一八日 晨朝勤行。日中四箇法要。初夜法会。参拝前日の如し。
一九日 晨朝勤行。日中法会。四七齋忌に擬す。初夜法会。寄合みな参拝。	二〇日 晨朝・日中・初夜法会。布衣以下有司・番士等参拝。	二一 日 晨朝勤行。日中法会。五七齋忌に擬す。初夜法会。参拝前日の如し。
二二日 晨朝・日中・初夜法会。参拝前日の如し。	二三日 晨朝・日中・初夜法会。六七齋忌に擬す。初夜法会。	二四日 晨朝・日中・初夜法会。
二五日 晨朝勤行。日中法会。七七齋忌に擬す。初夜法会。勅使等が増上寺に参堂。	二六日 晨朝・日中・初夜法会。	二七日 满百齋忌に擬し、結願執行。三家以下、香奠を献ず。
勅使 女院使 親王使	醍醐前内大臣経胤公 千種參議中将有補卿 万里小路左大弁參議政房卿	

准后使 樋口三位基康卿	宣命使 高辻少納言胤長朝臣
諡を惇信院殿とし、正一位太政大臣を贈る。	御台所等・三卿が香奠を献ずる。
二八日 将軍が増上寺に参詣。還御。その後三卿も参拝。	御台所等・三卿が香奠を献ずる。
二九日 将軍が新葬惣督酒井忠寄等を慰労。	黒木御所で大御所の諡を発表。
八月 一日	二日 大御所の遺品を方々に分ち賜わる[記事後掲]。
二三日 御忌がはて、郡臣が出仕して宿老に謁する。	三日 人事異動[記事後掲]。
三四日 人事異動[記事後掲]。	四日 三家以下各家より七夕御祝品を進献する。
四五日 三家以下各家より八朔の太刀目録を献ずる。	五月 大葬は大きく分け、もがりにあたる一丸での葬礼の場面と、七月十日から八月二日までの増上寺での仏事を中心とする葬儀の場面がある。民間にたとえれば、前者は自宅での通夜、後者は菩提寺での葬儀にあたるのだろう。大葬終了後は、二丸関係者を中心とする人事異動をもって平時に戻った。
以上日の日程にかかわって詳細部分を少し補う。	六月十三日 此日群臣月代毬の定期を令せらる。

松平加賀守重教並溜詰普第衆はじめ、

御前ゆりたるかぎりは三七日
国持外様の人より、寄合・小普請までは二七日
見え奉る事をえざるきはは一七日

陪臣は制の限りにあらず
大御所の御方に事へしは御前ゆりたる者五十日
見え得ざるものは三十日

將軍・大御所(故人)との親疎・身分により服喪、ここでは月代髪を剃らない期間の長短がある。七月二十七日に三七日の対象者への指令がある(前掲)。

靈柩の進路については、以下の通りである。

七月十日 (前略)かくて内外の群臣のしめ長袴を着、布衣以下は半袴つけて多く扈從し、竹橋門のかたに導き奉り、半藏門を経て、新橋裏師堂の前、浜松町を通、増上寺にいれ奉る。
御道の左右にはみな燭籠をかかげ、桶に水をたたぶ。警衛は平川門より竹橋門の間、植村出羽守家道・増山対馬守正斌。竹橋より西の番所をかけて、内藤豊前守信旭・安藤対馬守信成・保科越前守正當・井伊力三太直朗家人を出して道を守る。是より半藏門の方は、牧野駿河守忠寛・内藤能登守政陽。半藏門より新し橋までの間は、堀田鉄藏正順・牧野越中守貞長・土井伊予守利信・松平伊賀守忠順・有馬外吉允純。

新橋より芝居町をかけて、松平讚岐守頼恭・本多伯耆守正珍・土屋能登守篤直・秋田東太郎信季・板倉美濃守勝武・戸沢上総介正謙・加藤左近将監泰衡・板倉内膳正勝承・安部丹波守信充。

芝居町より浜松町迄は間部若狭守詮方・青山大藏少輔幸道・牧野豊前守惟成・永井飛驒守直珍・小笠原佐渡守長恭・松平丹波守光和・松平筑後守定郷・諏訪因幡守忠林。

浜松町より増上寺大門までは、板倉佐渡守勝清・田沼主殿頭意次各人夫を出す。
又徒士六隊をして、さらに警備せしめらる。

靈柩の進路は、一丸から平川門を経て竹橋門に至り、竹橋を渡つて半藏門を出、新し橋・芝居町・浜松町を経て増上寺大門に至る。葬列は最初に紹介した通りの行列である。靈柩が増上寺に到着すると、

靈柩寺にわたり給ふほど、御先に候したる左衛門尉忠寄・右京大夫輝高等みな衣冠して、龜前堂の門よりうちにうづくまり居て、靈柩を堂に入進らせ守護し奉る。このほど御供の輩はみな退きて、衣冠にあらためととのへ、ふたたび御柩前にいたるとき、御先の輩是にかはり堂を降りて、又御墓門の方に至りうづくまり座す。
とき西の刻とか。大僧正定月衆僧をひきゐ出て、広懺悔の法会あり。

亥刻に法会果てて、靈柩を廟門へ入れ奉る。御供の諸大夫以上、皆衣冠に鞘巻の太刀を佩び、纓は皆まきたり。布衣の侍以下、みなほどほどのよそひ共して陣列し、ここにて又御送終法会行はれて後、秋元但馬守涼朝は御代拝を勤む。引つき御供の人々、みな拝し奉りて退く。

つぎに左衛門尉忠寄、寺社奉行二人、主殿頭意次、大目付、勘定奉行、目付はのこりとどまりて、靈柩を幽宮に納め奉る迄その所にあり。事訖りて退出す。

未尾のメンバーは、大葬を惣督する酒井忠義はじめ寺社奉行太田資俊・毛利政苗、大目付筒井忠雄、勘定奉行石谷清昌、目付大田正房・曲淵景漸・松平忠郷であり、いずれも葬儀の担当者である。

すでに六月十九日に任命された警備担当者が法会の間、増上寺の山門・表門・本堂裏口・裏門および火の番につく。

六月十九日 此日御法会の間警衛命ぜらる。

山門は土井大炊頭利里、表門は西尾主水正忠需、本堂裏口は内藤丹波守政苗、裏門は大岡兵庫頭忠喜、交代寄合山崎主税助義俊、寄合高木千次郎守明、青山百助幸充・鍋島帶刀直益 火の番命ぜらる。

翌日には靈柩を発引した後の担当者も任命されていた。
六月廿日 秋元但馬守涼朝、少老松平撰津守忠恒、

目付三枝帶刀守明・石河玄蕃政武、奥右筆組頭柴田藤三郎忠豊等靈柩発引後のことを奉はる。

連日の法会の導師は、以下の通りである。毎日三度の法会には、酒井忠寄以下が参列している。

七月十二日	卯・晨朝	巳・日中	未・初夜
			(大僧正定月カ)
十三日	伝通院沢真	大僧正定月	伝通院沢真
十四日	光明寺正含	大僧正定月	光明寺正含
十五日	伝通院沢真	大僧正定月	光明寺正含
十六日	光明寺正含	大僧正定月	光明寺正含
十七日	伝通院沢真	大僧正定月	光明寺正含
十八日	光明寺正含	大僧正定月	光明寺正含
十九日	伝通院沢真	大僧正定月	光明寺正含
廿一日	光明寺正含	大僧正定月	光明寺正含
廿二日	伝通院沢真	大僧正定月	光明寺正含
廿三日	光明寺正含	大僧正定月	光明寺正含
廿四日	伝通院沢真	大僧正定月	光明寺正含
廿五日	光明寺正含	大僧正定月	光明寺正含
廿六日	光明寺正含	大僧正定月	光明寺正含
廿七日	〔満百齋忌・結願〕		

毎日巳刻の日中法会は大僧正定月が導師を勤め、卯刻の晨

朝法会および未刻の初夜法会の導師は光明寺正含と伝通院沢真が交互に勤めている。

七月廿六日には勅使以下の参堂があり、翌日は結願法会を行ひ、一段落する。勅使以下に次のとおり賜物があつた。

七月廿七日 公卿の旅館に松平右近将監武元御使を奉りて、

参考の人々にいとま賜はり、かつ賜物共あり。

(勅使) 醍醐前内大臣經胤公には

銀五百枚、時服十

(女院使) 千種參議中将有補卿、

銀三百枚、時服五

(親王使) 万里小路左大弁參議政房卿、

各銀二百枚

(准后使) 橋口三位基康卿には

銀十枚、時服二

(宣命使) 高辻少納言胤長朝臣

青木玄蕃少允

その外近衛閑白内前公をはじめ、攝家、宮門跡、公卿等納経使に禄賜はること差あり。

葬儀が終了して、八月二日に形見分けが行われた。

八月二日 けふ 大御所の御遺留物を方々にわかつ賜はる。

田安右衛門督宗武卿には 貞次の御刀、兼光の御指副

一橋刑部卿宗尹卿には 信国の御刀、二王の御指添

清水宮内卿重好卿には 正恒の御刀、祐光の御差副

田安寿丸の方には 光吉の御指副

一橋豊之助の方に

為清の御指副

紀伊中納言宗将卿に

備前兼光の御指副

水戸宰相宗翰卿に

行光の御指副

尾張宰相宗睦卿に

来国俊の御差添

紀伊中将重倫卿に

相州行光の御指副

日光門跡公啓法親王に

八景歌一帖

隨自意院公遵法親王に

三十六歌仙一帖

松平加賀守重教に

新藤五国光の御差副

松平越前守重富に

朗詠詩歌一卷

酒井左衛門尉忠寄に

古今賀歌一卷

松平右近将監武元に

芦手書草紙

秋元但馬守涼朝に

備前兼光の御差添

井上河内守正経に

新藤五国光の御差副

松平右京大夫輝高に

朗詠詩歌一卷

板倉佐渡守勝清に

古今賀歌一卷

小出信濃守英持に

芦手書草紙

松平摂津守忠恒に

備前兼光の御差添

水野老岐守忠見に

新藤五国光の御差副

鳥居伊賀守忠意に

古今賀歌一卷

酒井石見守忠休に

新藤五国光の御差副

内外には

古今賀歌一卷

御台所に

新藤五国光の御差副

月次の屏風

源氏物語

詠歌大概

百人一首

伊勢物語

時代不同歌合

三部抄

宇津保物語

寿星香炉

時代不同歌合

百人一首

法心院尼に

蓮淨院尼に

安祥院尼に

右衛門督宗武卿の簾中に

豊丸の方に

賢丸の方に

淑姫の方に

貞姫の方に

節姫の方に

隼之助の方に

鎌三郎の方に

保姫の方に

松平修理大夫重政が妻に

松平信濃守重茂が妻に

故人の親疎、身分の上下に応じ、三卿・三家の当主・嗣子、

輪王寺宮、前田家・越前家、老中・若年寄以下と、御台所以下の内方に遺物が配られた。刀・脇差は三卿・三家の当主・嗣子と前田家・越前家の当主に、その他の諸品が他の人々に賜与されている。

ついで大御所付の人々が配置替えされた。

八月三日 けふ御忌のはてなれば、群臣出仕して宿老に謁す。

大御所付松平右京大夫輝高 本城宿老の末に列るべし

六歌仙

九十賀和歌

四季画帖

瀟湘八景

三代和歌

住吉物語

新勅撰和歌集

古今和歌集

小町和歌集

六百番歌合

舞楽画巻

新勅撰和歌集

難波津古風画巻

十二月花鳥書画

書院番頭・留守居・目付

奥右筆組頭山中新八郎広亮

小姓組番頭・旗奉行・鎧奉行

持筒持弓の頭・先手弓鉄の頭

小姓組与頭・徒頭・小十人頭は

広敷用人・納戸頭は

八月四日 大御所方の

御側小笠原若狭守信喜・稻葉越中守正明

菅沼織部正定用は

佐野右兵衛尉茂承

本城にうつさる。

帝鑑の間にかへり、

小笠原上総介政方は菊の間縁類に候すべしと命ぜらる。

と命ぜられ、少老鳥居伊賀守忠意・酒井石見守忠休は雁の間に候すべしと命ぜらる。

おなじ留守居番となり本城の新番頭となり

西城新番頭高井飛驒守直熙 浅野内膳氏從

徒頭倉橋三左衛門久雄、

小十人頭長谷川主膳正直

本城の徒頭となり

二丸留守居となり

書院番頭・裏門番の頭は、もとのごとく西城を警衛す。

小姓組番頭・旗奉行・鎧奉行

持筒持弓の頭・先手弓鉄の頭

小姓組与頭・徒頭・小十人頭は

本城にうつさる。

寄合となる。

此ほか

大御所薨ぜられしにより、職ゆ

るされて寄合・小普請に入し御家人に、今年のうちには、官

料・足米有しままに賜はるべしとなり。

八月四日 大御所方の

御側小笠原若狭守信喜・稻葉越中守正明

本城にうつさる。

帝鑑の間にかへり、

小笠原上総介政方は菊の間縁類に候すべしと命ぜらる。

小姓杉浦下野守勝興・酒井伊豆守忠道・大岡主水正忠近・

堀能登守正房・内藤飛驒守忠英・津田伊予守正文・

牧野大蔵少輔美成・酒井丹後守忠美・津田日向守信之・

小納戸中島内丘頭常房・岩田平十郎定勝・

三浦鞠負義如・高井兵部綽房はみな本城の小納戸となる。

又小姓赤井安芸守忠晶・坂本美濃守直富・松井対馬守信任・

大岡山城守忠主・藤堂駿河守良安・日賀田松三郎守緑・

溝口左門慎勝・

小納戸本多讚岐守昌忠・丸毛中務少輔政恭・吉川式部小輔從

弼・高島近江守広行・岡村弥右衛門直昌・島角右衛門正備・富松五兵衛高儔・高木又兵衛宏次・田中左膳貞宣・

清水興膳豊春・松平要人政春・松平鍋五郎信成・

戸川助次郎達和・夏目藤四郎信政・初鹿野民部信彭・

土屋源四郎正方・水谷弥一郎勝称・中野監物清方・滝川彦五郎春章・新見七右衛門正則・井手久三郎政甫・

加藤平内泰亨・平野九左衛門長好・新庄伊織直宥・新庄鹿之助直内・岩本内膳正利・松村因幡守安陳・松

下藏人統筠・平塚主膳為善・奥村忠太郎正明・小笠原志摩守政久・大沢紀伊守時賤・松浦豊前守信邦・稻葉伊勢守正武・依田平次郎政峯・稻葉大膳正存・中村元右衛門久督・細井鉄三郎正相・遠山金次郎景保・丸毛

一学政良・永井大之丞直該・石場彈正政恒・河内左京常道・平賀三五郎清博・松崎七郎次郎孝草・佐野吉之丞徳行・河野勘右衛門通秀・小宮山浅之助昌彦・神保

元太郎定和・神田李之允将為は

寄合となり、

奥儒徳力藤八郎良弼は

小普請となり、

奥医武田長春院信郷・村田長庵昌和・森宗乙春山・

河野松庵通頼・多紀安元元恵・栗本瑞見昌綱・

内田玄勝正啓・前川玄徳雄寿・松本善甫興信・

桂川甫筑国訓・安藤安益茂啓・坂寿三友信は

本城の奥医となり、

佐田玉川政房・吉田秀和常備・佐藤慶南祐久は

寄合医となる。

少し落ち着いて葬儀の関係者に褒賞が行われる。

八月九日

秋元但馬守涼朝時服十・少老松平攝津守忠恒時服六・西城の諸士転遷つかさどりしを褒せられ、御側田沼主殿頭意次は二丸の御あとを整頓せし賞とて時服五賜ふ。

八月十日

留守居伊丹兵庫頭直賢は二丸御跡のこと、……奉はり、松平内丘頭康詮・目付三枝帶刀守明・石河玄蕃政武・奥右筆組頭柴田藤三郎忠豊・西城・二丸御跡の事どもよくとのひして時服賜ふ。

八月十四日

喪事うけたまはりし寺社奉行太田攝津守資俊・毛利讚岐守政苗時服五づゝ・大目付筒井大和守忠雄・勘定奉行石谷備

後守清昌四づゝ、作事奉行安藤彈正少弼惟要、目付大田三郎
兵衛正房、曲淵勝次郎景漸、松平庄九郎忠鄉三づゝ、遺物の
事奉りし腰物奉行西尾小左衛門定光に時服二賜ふ。

以上をもつて、大御所家重の葬儀に直接関わるおもな記事
は終わっている。他の將軍および一族の葬儀との比較の中
で、この葬儀の法史的意義を一層明らかにできよう。

將軍家の葬送儀礼も当時の重要な政務の一つであった。こ
の『祠部職掌類纂・祠部職掌雜纂』には將軍家の法事に関する記録も多い。丁寧に内容を分析すれば、新たな発見があろう。とりあえず、他の記録も簡単に紹介しておく。

119 御法事之部

寺社奉行松平右京亮輝和の執務手控え記録六件である。

一 月光院様三十三回御忌御法事御中日為見廻リ

相越候節之留 天明四年甲辰年九月十八日

月光院は六代將軍家宣の側室、七代將軍家継の生母であ
る。宝曆二(一七五二)年九月十九日に逝去した。

一 於增上寺 涩明院様御一周忌三百部御法事御中日為見廻
る。天明七(一七五七)年七月七日

相詰候節之留 天明七丁未年九月七日

渢明院様御一周忌三百部御法事御中日為見廻
る。天明六(一七八六)年九月八日に逝去した。

一 冊

121 孝恭院様御新葬御法事一件

安永八(一七七九年)二月廿四日逝去。

十代將軍徳川家治の世子、大納言徳川家基である。

122 渢明院様御新葬御法事一件

天明六(一七八六)年九月八日逝去。

渢明院は十代將軍徳川家治である。

十六 冊

十一 冊

三 冊

125 紅葉山大猷院様正外遷座渢明院様御安置御供養一件

天明七(一七八七年)

大猷院は三代將軍徳川家光である。

二 冊

一 於増上寺

渢明院様三回御忌御法事御執行ニ付初日為
見廻相越候節之留

寛政四壬子年九月七日 天明八戊申年九月六日

一 於増上寺

渢明院様七回御忌三百部御法事ニ付御當日為
相越候節之留

寛政四壬子年九月七日 寛政元己酉年四月廿九日

一 安祥院殿上野於普門院法事有之為見廻相越

候節之留 安祥院は家治の側室おちせの局、清水重好の生母。
寛政元(一七八九)年四月八日に逝去した。

一 瓊岸院様御葬送三付凌雲院江相詰候節之留

寛政二庚戌年十月四日 天明六(一七八六)年九月八日逝去。

- 慶安四(一六五二)年四月廿日に逝去した。 三冊
 126 乘臺院様御新葬御法事一件
 乘台院は、十代將軍徳川家治女万寿姫・尾張徳川治休夫人で、安永二(一七七三)年二月廿五日に逝去した。
- 127 心観院様廿一回御忌御法事一件
 寛政三(一七九二)年
 心観院は徳川家治夫人五十宮、閑院宮直仁親王女で、明和八(一七七一)年八月廿日に逝去した。
- 128 孝順院様御新葬一件
 孝順院は、十一代將軍徳川家斉の長子竹千代である。
 寛政四(一七九二)年に生れ、翌五年六月廿四日に逝去。
- 129 蓮光院様一回御忌三百部御法事一件
 寛政四(一七九二)年
 蓮光院は、徳川家治側室・世子家基母である。
 蓮光院は、徳川家治側室・世子家基母である。
 寛政三年三月八日に逝去した。
- 130 乘臺院様十三回御忌三百部御法事一件
 天明四年・五(一七八四・五)年
 一冊
 乘臺院は、十一代將軍徳川家斉の女、綾姫である。
 寛政九年(一七九七)年四月廿四日に逝去した。
- 131 棲真院様御新葬一件
 天明四年・五(一七八四・五)年
 一冊
 棲真院は、十一代將軍徳川家斉の女、綾姫である。
 寛政九年(一七九七)年四月廿四日に逝去した。
- 132 麗玉院様御新葬御法事一件
 麗玉院は、十一代將軍徳川家斉の女、綾姫である。
 寛政十(一七九八)年三月廿八日に逝去した。
- 133 瑞嚴院様御新葬一件
 瑞嚴院は、十一代將軍徳川家斉第六子、敬之助である。
 寛政七(一七九五)年に生れたが、同九年三月十二日に逝去した。
- 134 紅葉山御宮御内陣御幣殿御道具
 三冊
 なお廟所については、
 さらに火災にかかわって、
 浄円院は紀伊家徳川光貞側室、八代將軍徳川吉宗生母巨勢氏で、享保十一(一七二六)年六月九日に逝去した。
- 57 淨圓院様御靈牌所御本坊焼失一件
 元文二(一七三七)年
 淨圓院は、高麗院様證明院様御靈前心観院様新御廟其外焼失一件
 明和九(一七七二)年
 高麗院は、高麗院様證明院様御靈前心観院様新御廟其外焼失一件
 明和九年
 58 東収山三御靈屋焼失一件
 明和九(一七七二)年
 東収山三御靈屋焼失一件
 59 高麗院様證明院様御靈前心観院様新御廟其外焼失一件
 明和九年
 高麗院は、高麗院様證明院様御靈前心観院様新御廟其外焼失一件
 58・59は同年二月二九日の目黒行人坂大円寺から出火した江戸大火による罹災である。
 高麗院は、高麗院様證明院様御靈前心観院様新御廟其外焼失一件
 延宝八(一六八〇)年八月五日に逝去した。
 證明院は、徳川家重夫人比宮、伏見宮邦永親王女であり、
 享保十八(一七三三)年十月三日に逝去した。
 心観院は、徳川家治夫人五十宮、閑院宮直仁親王女であり、明和八(一七七一)年八月廿日に逝去した。
- などがある。これらを利用した多角的な研究が進められることを大いに期待したい。